

# 「障害のある人もない人も 共に暮らしやすい千葉県づくり条例」

平成26年度 広域専門指導員等活動報告書

千葉県

## はじめに

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は、平成19年7月に施行されてから、平成26年7月に8年目を迎えました。

この報告書は、広域専門指導員等の平成26年度の活動実績をとりまとめたものです。相談活動の実績では、統計的数値とともに、相談分野ごとに、具体的にどのような相談があり、どのように調整活動を行ったのかを概説しています。

条例の施行から8年が経過し、この間に、都道府県及び市町村レベルで、「障害者差別の解消を目指す条例」の制定が相次ぎ、現在も他の自治体において、条例の制定に向けた取組みが進められております。

こうした差別をなくし、障害のある人もない人も暮らしやすい社会を実現していくなかで、平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。

今後、法律の施行に合わせて、千葉県では引き続き、行政はもちろん、企業、団体、個人などすべての県民が力を合わせて、障害のある人の日常生活や社会生活における様々な障壁を取り除き、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会を実現できるよう取り組んでまいります。

# 目 次

## はじめに

<b>I 「個別事案を解決する仕組み」の実施体制</b> .....	1
1 相談体制.....	1
2 相談活動の流れ.....	3
<b>II 相談活動の実績</b> .....	4
1 相談分野別取扱件数.....	4
2 千葉県における障害種別の障害者数・割合と相談取扱件数.....	6
3 相談分野と障害種別との関係.....	7
(1) 相談分野からみた相談状況.....	8
(2) 障害種別からみた相談状況.....	8
4 障害保健福祉圏域別取扱件数.....	8
5 相談者別取扱件数.....	9
6 相談方法別取扱件数.....	11
7 相談経路別取扱件数.....	12
8 地域相談員や他機関との連携状況.....	13
9 相談態様別活動状況.....	15
<b>III 相談事例からみた相談活動の状況</b> .....	17
1 各分野における相談事例.....	17
(1) 福祉サービス.....	17
(2) 医療.....	18
(3) 商品及びサービスの提供.....	20
(4) 労働者の雇用.....	22
(5) 教育.....	23
(6) 建物等及び公共交通機関.....	24
(7) 不動産の取引.....	25
(8) 情報の提供等.....	26
(9) その他.....	27

2	相談活動のまとめ	28
	（1）相談活動の基本姿勢	28
	（2）当事者間の意思疎通を図る役割	28
	（3）関係機関との連携	29
<b>IV</b>	<b>その他の活動状況</b>	<b>30</b>
1	広域専門指導員等連絡調整会議の開催	30
2	共に暮らしやすい千葉県づくりのための周知活動	32
<b>V</b>	<b>今後の課題</b>	<b>33</b>
1	相談活動の強化	33
2	障害に対する理解の促進	33
3	地域の関係機関との連携	34
4	障害者差別解消法の施行に向けて	34
<b>VI</b>	<b>年度別相談受付状況</b>	<b>35</b>
1	相談分野別取扱件数	35
2	障害種別取扱件数	36
3	障害保健福祉圏域別取扱件数	37
<b>参考資料</b>		
	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	38

# I 「個別事案を解決する仕組み」の実施体制

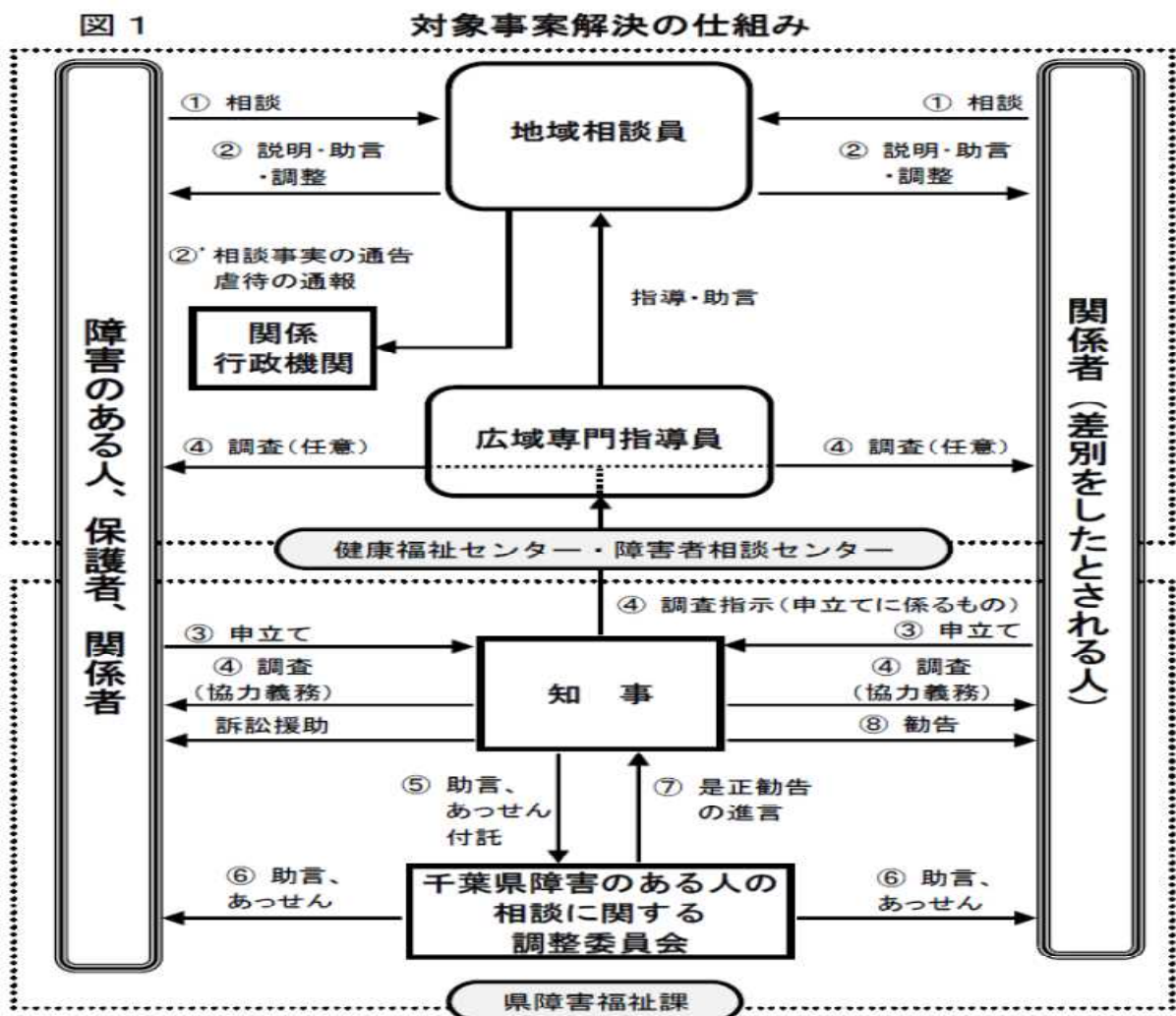
## 1 相談体制

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」における個別事案を解決する仕組みは、身近な相談役として委嘱した県内の約 600 人の地域相談員と、相談活動を総括する 16 人の広域専門指導員の地域に密着した相談活動及び、知事の附属機関として設置された「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」（以下「調整委員会」という）による助言・あっせんととの重層的な仕組みとなっている。（図1）

また、県障害福祉課障害者権利擁護推進室の6人の専任職員で、各地域の相談活動のバックアップや、「調整委員会」の事務局としての事務を所掌している。

県民からの相談は、広域専門指導員の配置機関と県障害福祉課に専用相談電話を設置して受け付けている。また、FAXや電子メールによる受付も行っている。

なお、相談の受付時間は、祝日・振替休日・年末年始を除き、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとしている。



## 1 圏域別地域相談員委嘱状況 (平成 26 年 12 月 31 日現在)

圏 域	人 数	圏 域	人 数	圏 域	人 数
千 葉	86	野 田	19	夷 隅	24
船 橋	32	印 旛	66	安 房	39
習志野	36	香 取	29	君 津	37
市 川	37	海 匝	37	市 原	32
松 戸	38	山 武	36		
柏	35	長 生	26	合 計	609

## 2 広域専門指導員の配置状況 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

圏 域	配置機関	圏域内市町村
千 葉	中央障害者相談センター	千葉市
船 橋	中央障害者相談センター 船橋分室	船橋市
習志野	習志野健康福祉センター	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
市 川	市川健康福祉センター	市川市、浦安市
松 戸	松戸健康福祉センター	松戸市、流山市
柏	東葛飾障害者相談センター	柏市、我孫子市(※)
野 田	野田健康福祉センター	野田市
印 旛	印旛健康福祉センター	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、 白井市、富里市、酒々井町、栄町
香 取	香取健康福祉センター	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海 匝	海匝健康福祉センター	銚子市、旭市、匝瑳市
山 武	山武健康福祉センター	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、 芝山町、横芝光町
長 生	長生健康福祉センター	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、 長柄町、長南町
夷 隅	夷隅健康福祉センター	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安 房	安房健康福祉センター	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君 津	君津健康福祉センター	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市 原	市原健康福祉センター	市原市

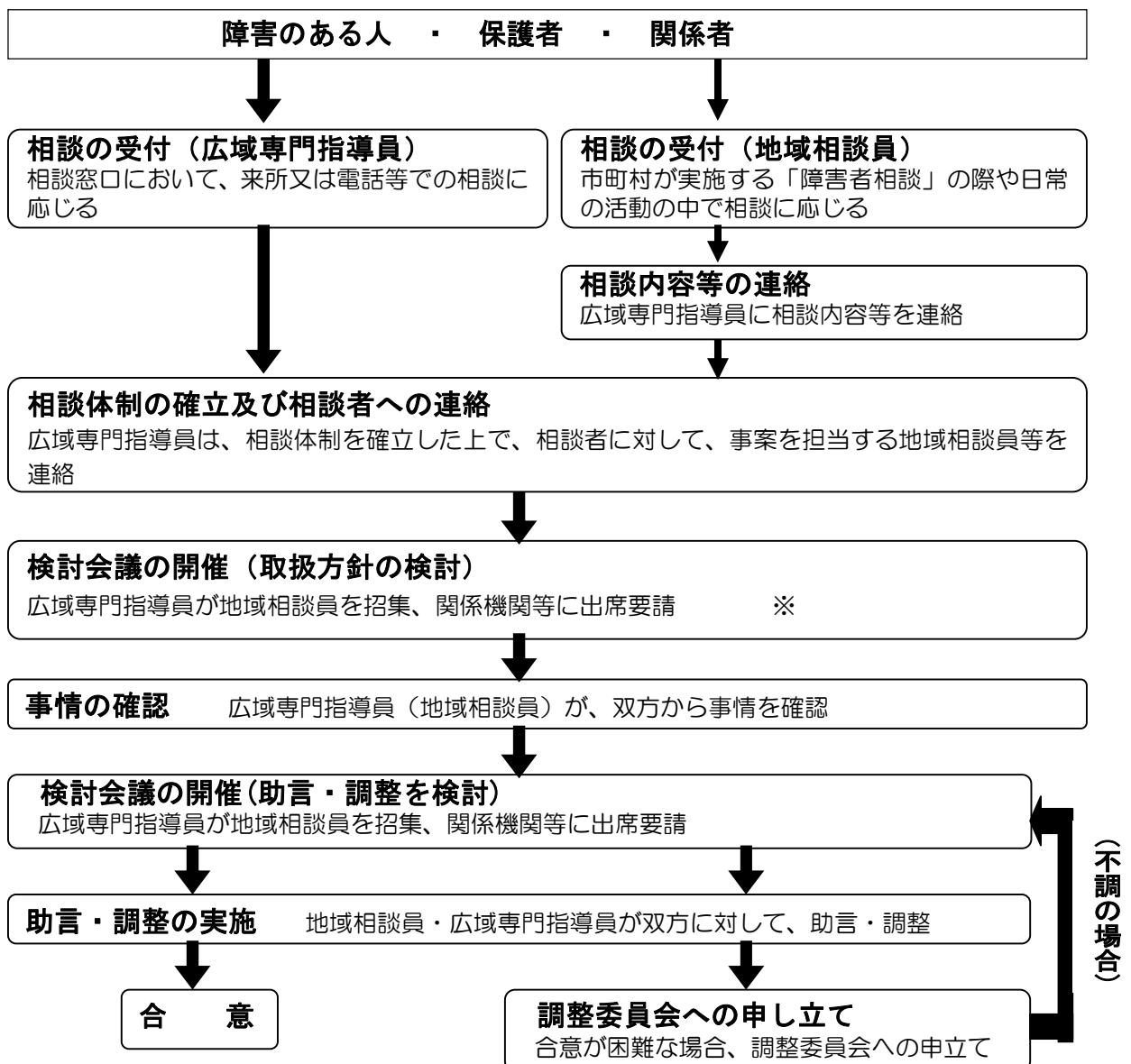
※ 柏圏域の相談窓口である東葛飾障害者相談センターは、我孫子市内にあるため、相談者の利便性から我孫子市内の相談は、柏圏域の相談窓口で受け付けることとしている。

## 2 相談活動の流れ

地域相談員及び広域専門指導員は、図2に示すとおり、「相談の受付」、「相談体制の確立及び相談者への連絡」、「検討会議の開催（取扱方針の検討）」、「事情の確認」、「検討会議の開催（助言・調整を検討）」、「助言・調整の実施」、「合意（相談活動の終結）」の流れに従い活動している。

なお、円滑な相談活動を確保するために、圏域内で受け付けたすべての相談事案は、一旦、広域専門指導員のもとに集約し、優先度や緊急度を個別に判断しながら相談活動を実施している。

図2 相談活動の流れ



※匿名の相談に対しても取扱方針を決める検討会議までは対応

## Ⅱ 相談活動の実績

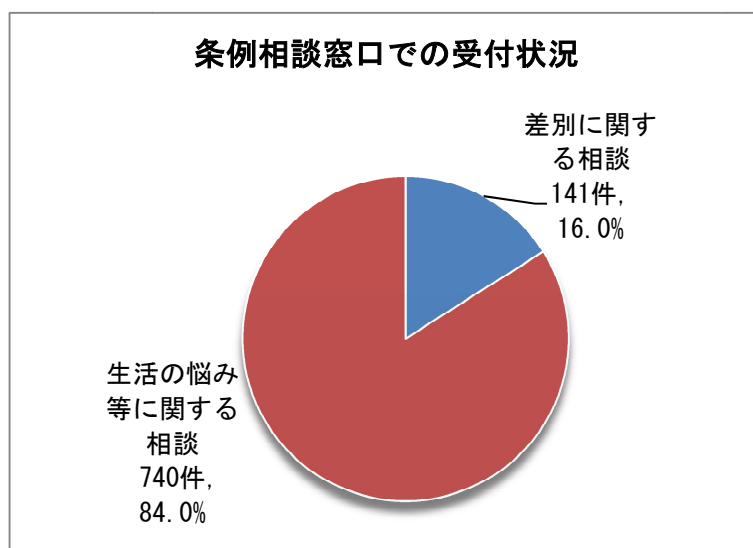
### 条例の相談窓口での受付状況

平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月末までに条例の相談窓口寄せられた相談は、881 件であった。

この相談窓口には、初めから「こういう差別を受けた。」と明確にされる相談よりも、色々なことが絡み合っ、相談者自身どうしたらいいのかわからずされる相談が多い。そのため、相談を受け付けた際は、まずは相談者の話をじっくりと傾聴し、生きづらさや理不尽な思い等を理解するよう心がけながら、相談者が何を求めているのか、訴えの背景に差別の問題がないか等を明らかにしてきた。

このように、差別に関する相談活動を開始するためには、寄せられた様々な相談の内容を整理し、その中から「差別に関する相談」を見極め、必要な対応をしていくことが重要である。

相談 881 件のうち、差別に関する相談に該当するものは 141 件で、全体の 16.0%を占めた。この 141 件について、以下のとおり分析を行った。



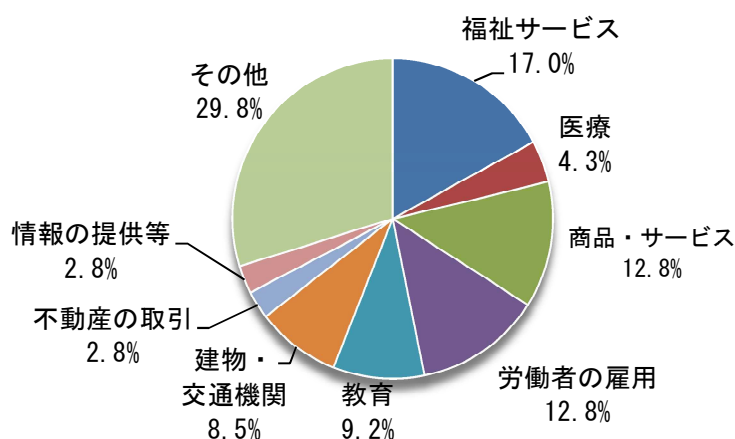
#### 1 相談分野別取扱件数

	26 年度 (%)	25 年度 (%)		26 年度 (%)	25 年度 (%)
福祉サービス	24(17.0%)	25(16.1%)	建物・交通機関	12( 8.5%)	17(11.1%)
医療	6( 4.3%)	6( 3.9%)	不動産の取引	4( 2.8%)	4( 2.6%)
商品・サービス	18(12.8%)	14( 9.0%)	情報の提供等	4( 2.8%)	0( 0%)
労働者の雇用	18(12.8%)	21(13.5%)	その他	42(29.8%)	54(34.8%)
教育	13( 9.2%)	14( 9.0%)	総合計	141	155

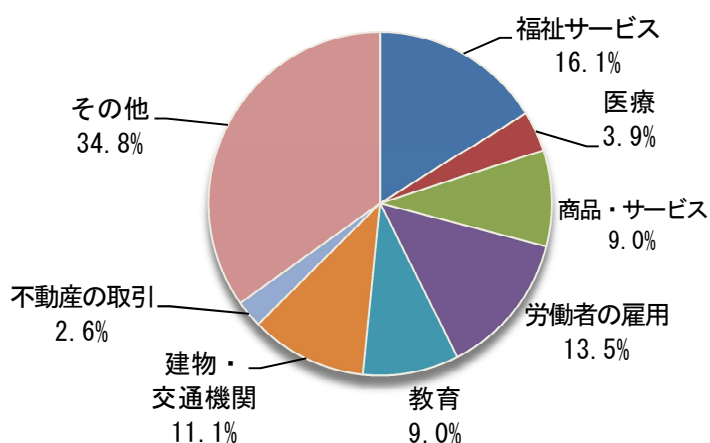
(注) 複数の分野にまたがる相談については、主な相談分野でカウントした。



グラフ1-1 相談分野別取扱件数（26年度）



グラフ1-2 相談分野別取扱件数（25年度）



〔概況〕

平成26年4月1日から平成27年3月31日までに受け付けた差別に関する相談の141件について、本条例第2条第2項各号に規定している差別の分野別に整理したところ、「福祉サービス」が24件(17.0%)と最も多く、次いで「商品・サービス」と「労働者の雇用」がそれぞれ18件(12.8%)となった。

反対に相談が少ない分野は、件数が少ない順に、「不動産の取引」と「情報の提供等」がそれぞれ4件(2.8%)、「医療」が6件(4.3%)となっている。

なお、その他の42件(29.8%)には、隣人や家族による差別的な言動を受けたといった相談や、虐待が疑われる相談14件(養護者による虐待9件、施設従事者等による虐待3件、使用者による虐待2件)が含まれている。

## 2 千葉県における障害種別の障害者数・割合と相談取扱件数

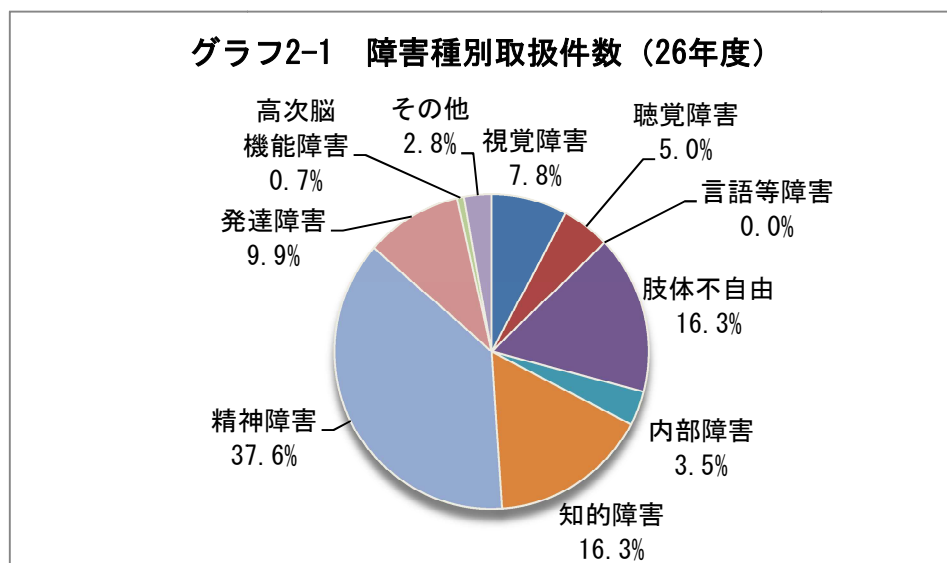
障害種別	障害者数	割合	相談件数	割合
視覚障害	11,383	3.7%	11	7.8%
聴覚障害	12,731	4.2%	7	5.0%
言語等障害	2,498	0.8%	0	0%
肢体不自由	99,151	32.5%	23	16.3%
内部障害	57,706	18.9%	5	3.5%
(身体障害合計)	(183,469)	(60.2%)	(46)	(32.6%)
知的障害	36,989	12.1%	23	16.3%
精神障害	84,499	27.7%	53	37.6%
発達障害	—		14	9.9%
高次脳機能障害	—		1	0.7%
その他			4	2.8%
合計	304,957	100%	141	100%

※ ・障害者数は、身体障害及び知的障害については手帳保持者数、精神障害については在院患者数と障害者自立支援医療の受給者数の合計。時点は、平成27年3月末（ただし、在院患者数は平成27年6月末）。

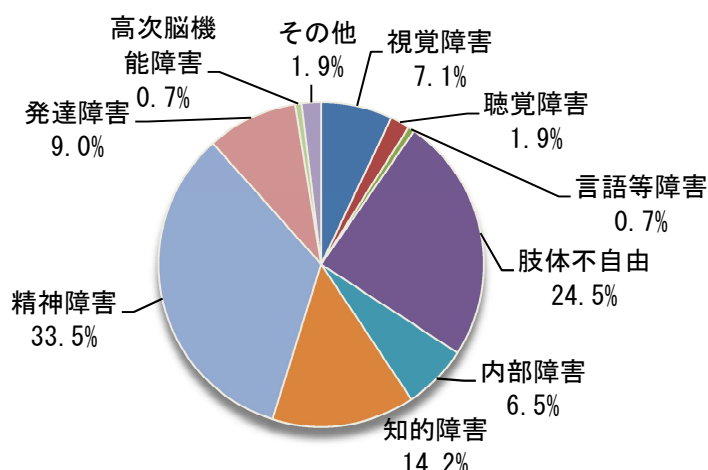
・発達障害及び高次脳機能障害のある人の数については、手帳制度のような客観的な把握方法がないため、計上できず。

(注) ・重複障害のある方については、主な障害種別でカウントした。

・割合については、四捨五入して表記したため100%にならないことがある。



グラフ2-2 障害種別取扱件数（25年度）



〔概況〕

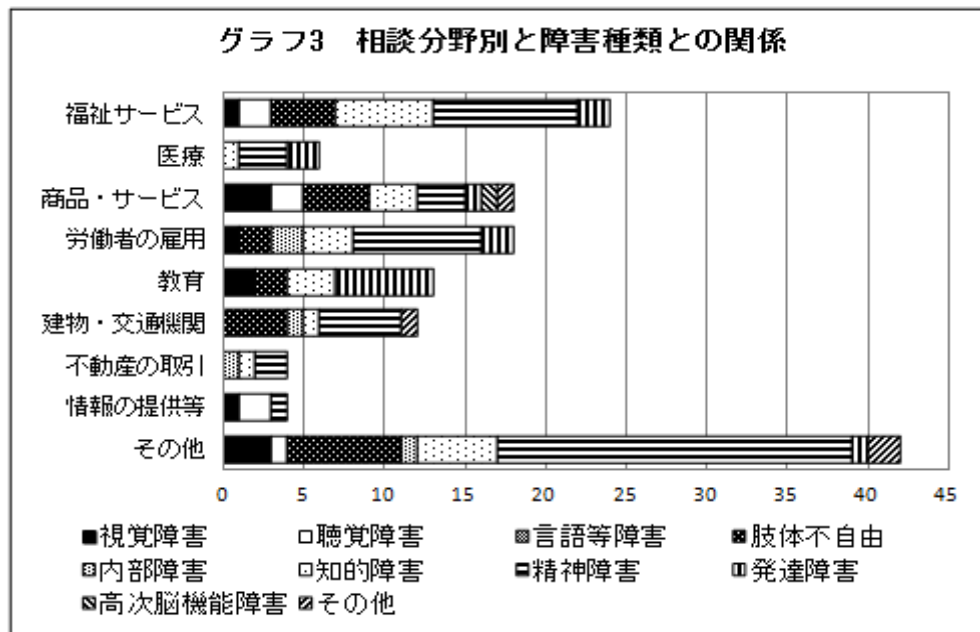
平成 26 年度に相談のあった 141 件を障害種別ごとに分類すると、「精神障害」が 53 件（37.6%）と最も多く、次いで身体障害の「肢体不自由」と「知的障害」がそれぞれ 23 件（16.3%）となっている。「肢体不自由」の相談は、平成 25 年度には 38 件であったが、平成 26 年度は 23 件と減少した。

また、これらの障害種別の相談件数割合を、千葉県における障害種別の障害者割合と比較すると、障害者数の割合に比べ、内部障害や肢体不自由については相談件数の割合が少なく、逆に精神障害が多い傾向にある。

### 3 相談分野と障害種別との関係

相談分野別と障害種別ごとに相談件数を分類すると下表のようになる。

	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	(身体小計)	知的	精神	発達	高次脳	その他	計
福祉	1	2		4		( 7)	6	9	2			24
医療						( 0)	1	3	2			6
商・サ	3	2		4		( 9)	3	3	1	1	1	18
雇用	1			2	2	( 5)	3	8	2			18
教育	2			2		( 4)	3		6			13
建・交				4	1	( 5)	1	5			1	12
不動産					1	( 1)	1	2				4
情報	1	2				( 3)		1				4
その他	3	1		7	1	(12)	5	22	1		2	42
計	11	7	0	23	5	(46)	23	53	14	1	4	141



〔概況〕

(1) 相談分野からみた相談状況

相談分野ごとにどのような障害のある人からの相談が多いかをみると、「福祉サービス」の相談件数が、例年同様に24件と最も多く、なかでも「精神障害」と「知的障害」のある人からの相談が多い。

また、「労働者の雇用」の相談18件は「精神障害」のある人からの相談が多く、「商品・サービス」の相談18件については、障害の種別を問わずさまざまな障害のある人からの相談が寄せられている。

なお、「その他」の42件については、「精神障害」のある人からの相談が圧倒的に多い。

(2) 障害種別からみた相談状況

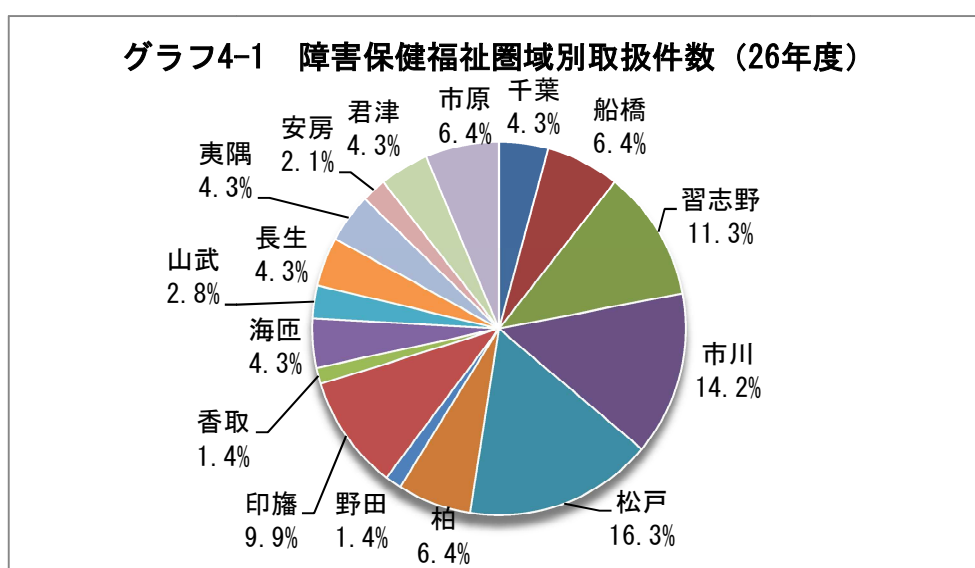
障害種別ごとに、どのような分野の相談があったかについてみると、

- ① 身体障害のある人からの相談の46件については、「その他」の相談の12件を除くと、「商品・サービス」が9件と多く、次いで「福祉サービス」が7件、「雇用」と「建物・交通機関」がそれぞれ5件となっている。相談の多くは、肢体不自由及び視覚障害のある人からの相談であった。
- ② 知的障害のある人からの相談の23件については、「福祉サービス」の相談が6件と多く、次いで「その他」の相談が5件、「商品・サービス」「雇用」「教育」がそれぞれ3件である。「その他」の相談5件については、虐待が疑われる相談であった。
- ③ 精神障害のある人からの相談の53件については、「その他」の相談が22件と約4割を占め、次いで「福祉サービス」が9件、「雇用」8件となっている。また、発達障害のある人からの相談14件については、「教育」の相談が6件、「福祉サービス」「医療」「雇用」がそれぞれ2件であった。

#### 4 障害保健福祉圏域別取扱件数

千葉	6	松戸	23	香取	2	夷隅	6	
船橋	9	柏	9	海匝	6	安房	3	
習志野	16	野田	2	山武	4	君津	6	
市川	20	印旛	14	長生	6	市原	9	
							総合計	141

(注) 事案の対応をした圏域でカウントした。



(注) 割合については、四捨五入して表記したため 100%にならないことがある。

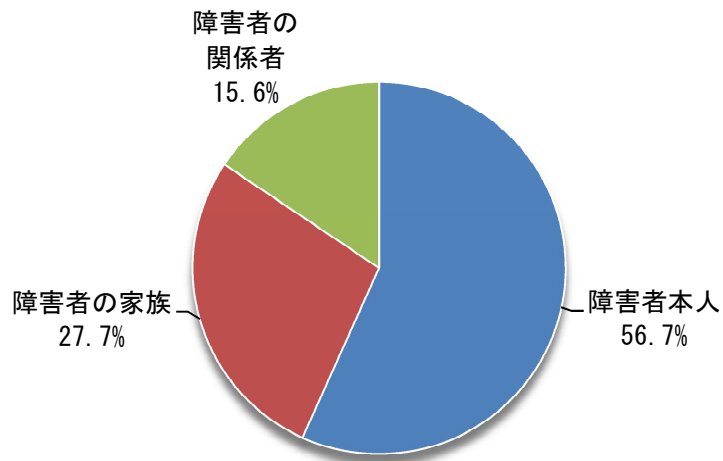
#### 〔概況〕

平成 26 年度に相談のあった 141 件を障害保健福祉圏域別に整理すると、松戸が 23 件（16.3%）と最も多く、次いで市川が 20 件（14.2%）、習志野 16 件（11.3%）、印旛 14 件（9.9%）、船橋・柏・市原が 9 件（6.4%）の順となっている。

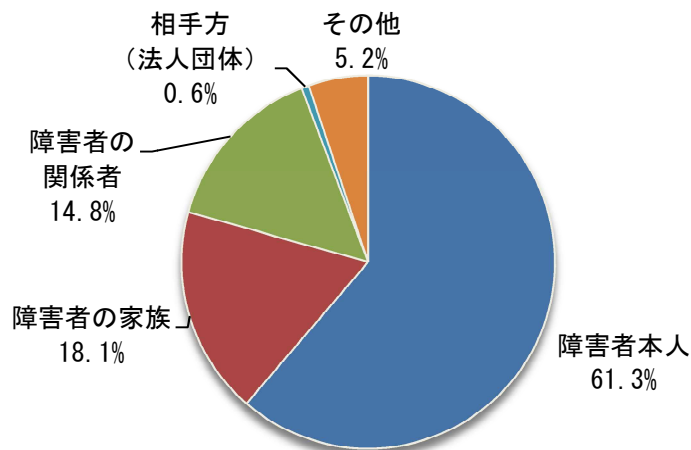
#### 5 相談者別取扱件数

	26 年度	25 年度		26 年度	25 年度
障害者本人	80	95	相手方（個人）	0	0
障害者の家族	39	28	相手方（法人団体）	0	1
障害者の関係者	22	23	その他	0	8
			総合計	141	155

グラフ5-1 相談者別取扱件数（26年度）



グラフ5-2 相談者別取扱件数（25年度）



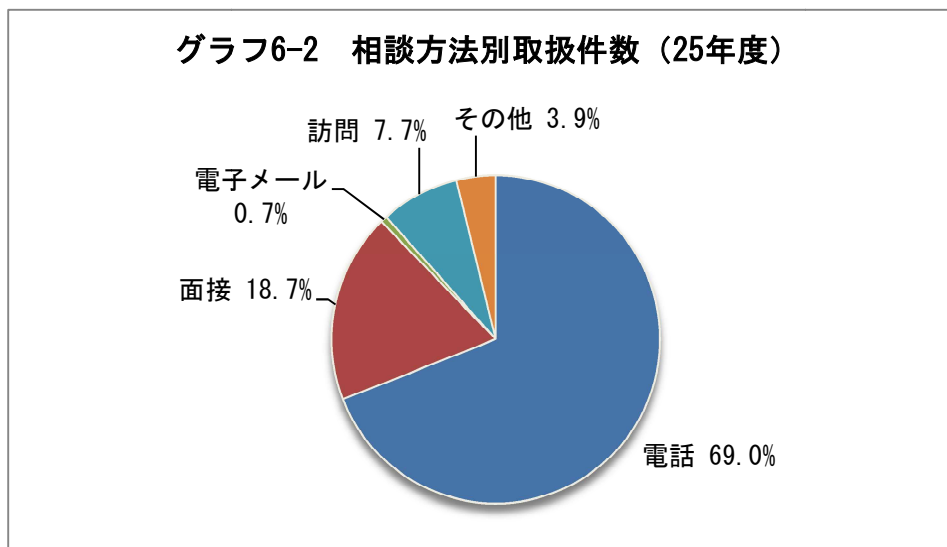
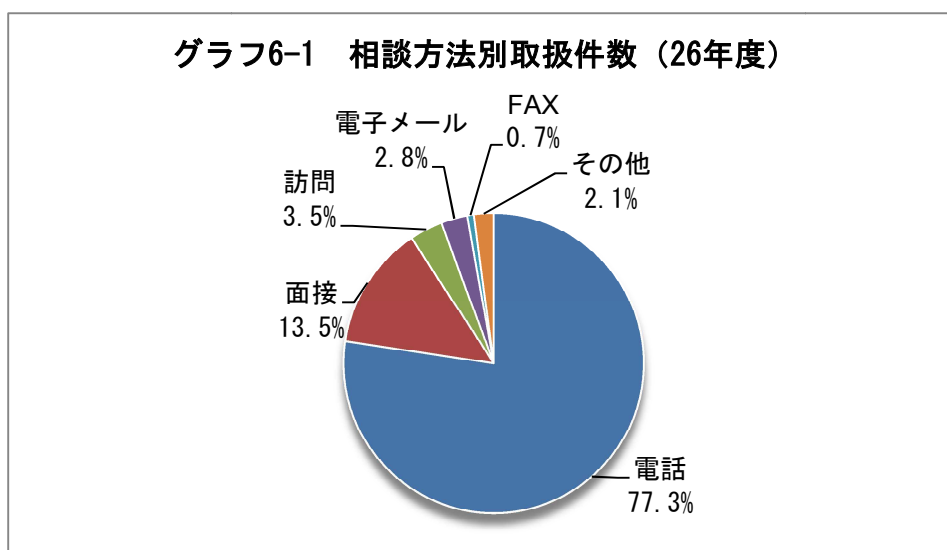
〔概況〕

平成 26 年度に相談のあった 141 件を相談者別に整理すると、障害者本人からの相談が 80 件（56.7%）と最も多く、全体の半数以上を占め、次いで障害者の家族からの相談が 39 件（27.7%）、障害者の関係者からの相談が 22 件（15.6%）となっている。

なお、本条例の相談は、障害のある人の側だけでなく、差別をしたとされる側に当たる相手方にも相談窓口が開かれている。障害のある人との間でトラブルが起きている、あるいは起きそうだが、障害のある方にどのような配慮をしたらよいかという具体的な対応の助言を求められることがある。平成 25 年度においては、法人・団体の職員の方から 1 件（0.6%）の相談が寄せられたが、平成 26 年度は 0 件であった。

## 6 相談方法別取扱件数

	26年度	25年度		26年度	25年度
電話	109	107	電子メール	4	1
面接	19	29	FAX	1	0
訪問	5	12	その他	3	6
			総合計	141	155



（注）割合については、四捨五入して表記したため 100%にならないことがある。

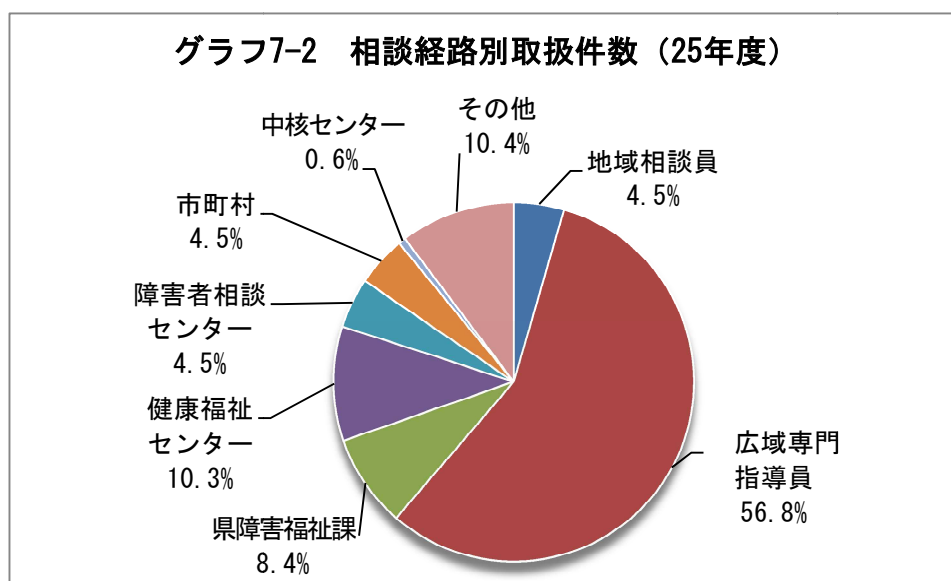
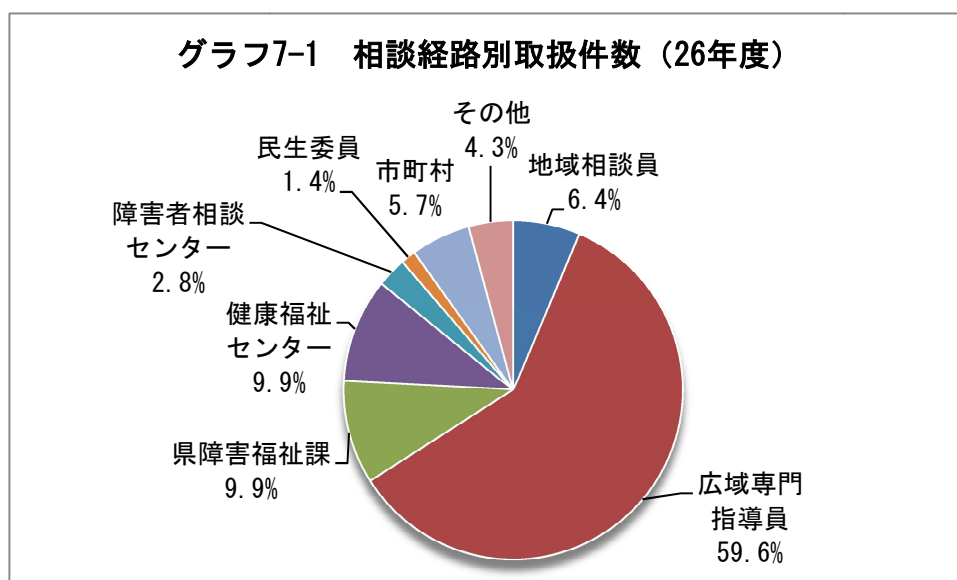
### 〔概況〕

平成26年度に相談のあった141件を相談方法別に整理すると、電話による相談が109件（77.3%）と最も多く、次いで、来所による面接相談が19件（13.5%）となっている。

## 7 相談経路別取扱件数

	26年度	25年度		26年度	25年度
地域相談員	9	7	民生委員	2	0
広域専門指導員	84	88	市町村	8	7
県障害福祉課	14	13	中核センター（注）	0	1
健康福祉センター	14	16	その他	6	16
障害者相談センター	4	7	総合計	141	155

（注）中核地域生活支援センターの略



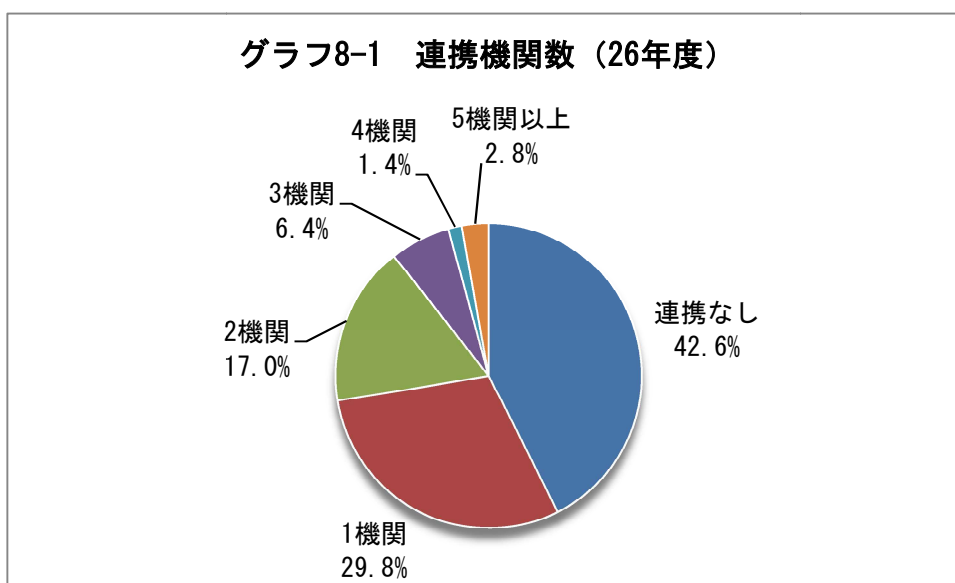


〔概況〕

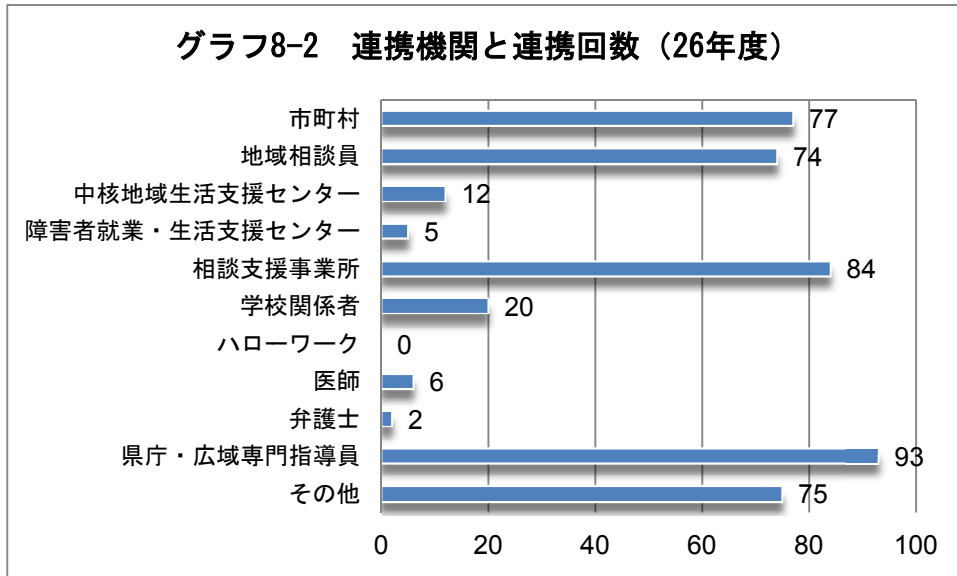
平成 26 年度に相談のあった 141 件を相談経路別に整理すると、広域専門指導員が最初に相談を受けたケースが 84 件（59.6%）と最も多く、次いで健康福祉センターと県障害福祉課がそれぞれ 14 件（9.9%）となっている。

8 地域相談員や他機関との連携状況

他機関との連携の有無(件数)		
連携なし	60	
連携あり	81	内 訳 (1 事案に対する 連携機関の数)
		1 機関 42
		2 機関 24
		3 機関 9
		4 機関 2
		5 機関以上 4
合 計	141	



グラフ8-2 連携機関と連携回数（26年度）



〔概況〕

平成 26 年度に相談のあった 141 件のうち、広域専門指導員が相談活動を進めていく中で、どの機関と連携を図ったかについて整理した。なお、継続中の事案については、平成 26 年度末現在の段階で連携のあった機関等を抽出している。

広域専門指導員が地域相談員や他機関と連携したものは 81 件(57.4%)で、そのうち 1 機関と連携したものが 42 件 (29.8%) と最も多く約半数を占め、2 機関以上の複数の機関と連携を図ったものは 39 件 (27.7%) となっている(グラフ8-1)。

これは、条例相談の問題の解決に当たっては、単に差別をしたとされる相手方との調整だけでなく、相談者を取り巻く関係機関の調整も必要とされることや、複数の関係機関が連携を図らなければならない事案が多いことを表している。

また、連携している機関等とその連携回数については、グラフ8-2のとおり、県庁・広域専門指導員が延べ 93 回と最も多く、次いで相談支援事業所が延べ 84 回、市町村が延べ 77 回、地域相談員が延べ 74 回となっている。圏域をまたぐ事案などは広域専門指導員同士で連携を取り合い対応しており、相談の内容によっては地域相談員と連携し、地域相談員の個々の専門性を活かした活動を行っている。

また、その他の延べ 75 回は、地域包括支援センターや障害児関係の相談機関、訪問介護事業所、社会福祉協議会などと多岐にわたっており、事案の個別性が多様であることがうかがえる。

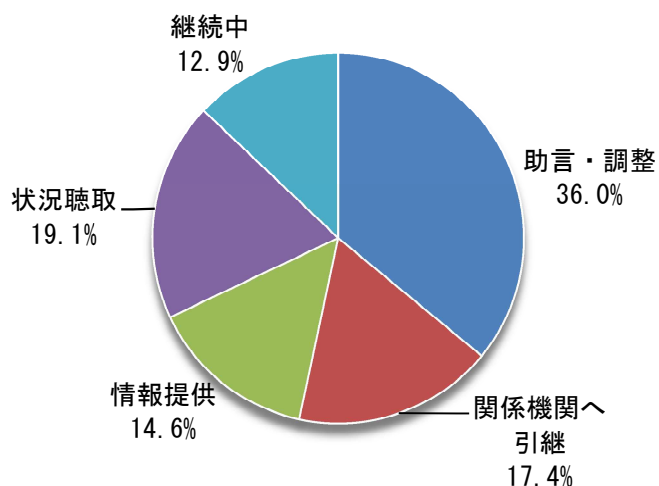
他機関との連携がなく終結した 60 件については、相談者から特に調整活動の希望はなく、話を聞くだけで終結した事案や情報提供のみで終わった事案が多かった。

## 9 相談態様別活動状況

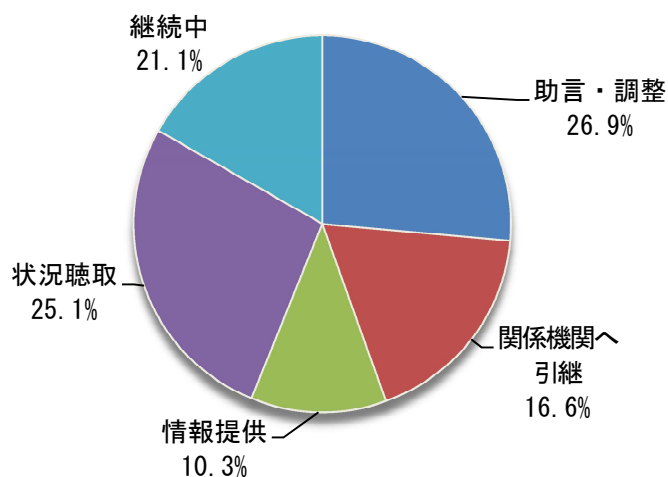
相談態様	26年度			25年度		
	件数	活動回数	平均回数	件数	活動回数	平均回数
(1)助言・調整	64	798	12.5	47	694	14.8
(2)関係機関へ引継	31	210	6.8	29	213	7.3
(3)情報提供	26	324	12.5	18	112	6.2
(4)状況聴取	34	179	5.3	44	237	5.4
終結件数 計	155	1,511	9.7	138	1,256	9.1
継続中	23	426	18.5	37	372	10.1
合計 ※	178	1,937	10.9	175	1,628	9.3

※前年度からの引継ぎ事案も含む

グラフ9-1 相談態様別活動件数（26年度）



グラフ9-2 相談様態別活動件数（25年度）



## 〔概況〕

平成 26 年度においては、年度内に相談のあった 141 件のほか、平成 25 年度から引き継いだ 37 件を含めた計 178 件について、延べ 1,937 回の相談活動を実施した（ここでいう相談活動とは、電話相談や訪問等による面接相談、関係機関に繋げるための連絡調整、当事者間に入り問題解決を行う調整活動等、広域専門指導員が行う活動を指す。）。

また、この 178 件のうち、155 件（87.1%）は年度内に終結している。

なお、178 件を相談態様別に整理すると、「助言・調整」を行った事案が 64 件（36.0%）、「関係機関」に引き継いだ事案が 31 件（17.4%）、本人に「情報提供」をして終わった事案が 26 件（14.6%）、相談者の意向等により話を聞いたのみの事案（「状況聴取」）が 34 件（19.1%）、「継続中」が 23 件（12.9%）となっている。

### Ⅲ 相談事例からみた相談活動の状況

第Ⅲ章では、平成 26 年度にどのような相談が寄せられたか、また、それに対しどのように活動して解決してきたのかを分野別に事例を整理した。

#### 1 各分野における相談事例

(事例は、個人情報の保護の観点から、実際のもを基に再構成している。また、文章中の「本人」とは、事例の障害当事者のことを指している。)

##### (1) 福祉サービス

**【事例 1-1】** 施設見学をした際、重度の子どもは受けられないと言われた。

**【相談者】** 発達障害のある児童の保護者

**【相談の内容】**

施設サービスを利用する際、「ボランティアではないから手のかかるお子さんは受けられない。」と言われ不快に思った。子どもを選別して差別ではないか。その施設を利用するつもりはないが、今後、利用する他の方が嫌な思いをしないように対応をお願いしたい。

**【対応と結果】**

- 1 匿名を希望されたため、調整活動ではなく、障害への理解と配慮を求める周知活動を行うことにした。
- 2 施設へ訪問し、条例についての情報提供を行い、言葉かけの一つ一つの大切さや、保護者に対し配慮ある対応を施設側をお願いした。そのようなつもりで言ったのではなくても、保護者は子どものことで言われたことに対して敏感に感じ取ることがあるので配慮していただきたいことを伝えた。施設側は、今後対応に気をつけたいとのことだった。
- 3 周知活動した結果を保護者に報告した。保護者は納得できない思いを抱えているが、今回の件で他の方へ配慮してもらえればそれでいいとして、終結となった。

**【事例 1-2】** 通っている作業所の対応や環境が悪い。

**【相談者】** 精神障害のある人

**【相談の内容】**

作業所に長年通っているが、働く環境が悪く、働く意欲がなくなった。目標は、社会で働き賃金を得て暮らしたいのに、作業所の職員からは「年金をもらっているから、それで生活すればいい。」と言われた。

作業所では、一人ひとり状況が違うのに、「人間としてダメだから」「仕事が出来ていないから」と言って、みんな同じ扱いをされる。今の作業内容は自分には合わず上手く出来ない。もっと出来るところがあるのに、そこを見てください。

### 【対応と結果】

- 1 本人は調整活動や作業所への周知活動は望まず、話を聞いてくれるだけでいいと希望した。
- 2 本人の思いを聞く中で、相談の主訴を確認し、今後、どのようにしたいのかを一緒に考えた。本人からは、作業所に話しやすい職員がいるので、自分で職員に相談したいとの意向が示されたため、作業内容についてどの作業が自分に向いているかを職員と一緒に考えられるようアドバイスした。
- 3 職員に相談しても解決しない場合は再度、広域専門指導員に相談するよう伝え、本人の意向を尊重し見守ることにした。その後、本人からの連絡はないため、自身で解決することができたと捉え終結とした。

例年、最も相談件数が多いのは福祉サービスの分野であるが、相談件数は減少傾向にある。希望するサービスが提供されない、障害の特性に応じた配慮がされないといった相談が毎年寄せられており、事例 1-1 や事例 1-2 のように、サービス提供者の言動や対応に傷つき、不満や理不尽な思いを抱え、相談に至ることが多い。

ほかの事例においても調整活動をしてみると、相手方は意図的に差別や拒否したわけではなく、十分な説明がなかったり、意思疎通が十分図れていないことで、相談者の誤解や不信感につながっている場合が多くみられる。「言った」「言わない」「そのようなつもりではない」という双方のコミュニケーションの問題は平行線になりがちであるため、互いの関係性で配慮が必要な場合には、言い回しを工夫したり、紙に書いて残すなどの工夫が必要である。

事例 1-2 では、相談者の後方支援を行い相談者自身で問題が解決できるように導いたが、どのような対応方法をとるかは、相談の中で把握した相談者の持つ問題解決能力のレベルや意向を勘案して決定している。

障害のある人は自分の思いを上手く表現できない方も多く、本人のニーズが十分反映されないままサービスが提供されていることもある。そのため、本人にとってどんな支援が最も良いのかを考え、障害のある人一人ひとりの能力や適性に合わせたサービスが提供されるように、広域専門指導員は本人の思いを支援者側に伝えたり、相談支援専門員につないで支援計画の見直し等の調整に入ってもらいたいことが望ましい。

## (2) 医療

【事例 2】 歯科医師から障害児扱いの差別的発言を受けた。

【相談者】 発達障害の疑いのある児童の保護者

【相談の内容】

毎月 1 回、歯科医師に慣れるため通院を始め、慣れてきたところで担当医が変更になった。まだ後任の医師に慣れない状況で治療が始まり、診察室では本人が大泣きし、親と一緒に座っても泣きやまなかったところ、その担当

医から「5 歳にもなり何で治療が受けられないの。普通の子供じゃないね。」と言われ、子どもがショックを受けた。二度と受診するつもりはないが、その歯科医院に指導してほしい。

また、障害があっても診てくれる小児歯科を紹介して欲しい。発達の心配があるがどこに相談したらいいか教えてほしいとの希望があった。

### 【対応と結果】

- 1 条例の対応では、相手方に指導することはできないことを相談者に伝えた。相談者は匿名を希望し、調整活動も周知活動も望まなかった。
- 2 相談者に以下の資料を渡した。
  - ①「条例パンフレット」
  - ②「障がい児（者）歯科治療一次受け入れ協力歯科診療所」  
（千葉県歯科医師会作成）※
  - ③「障害のある方の上手な歯科受診の手引き」  
（千葉県歯科医師会作成）※
  - ④「受診サポート手帳」
  - ⑤「療育機関のチラシ」
- 3 相談者からは、「障害があっても受診できる医療機関がわかり安心した。別の歯科医院を受診することにした。」と報告があった。今回、調整活動ではなく相談者に対し情報提供のみの活動になったが、「色々な情報をありがとうございました。情報をもらったことで気持ちが楽になりました。」と納得され、終結した。

医療の分野の相談件数は少ないが、相談内容としては、医療従事者からの心ない言葉や対応に傷つき、嫌な思いをしたという相談が多い。

事例2では、歯科医院において、児童が医師に慣れるよう毎月通院するなどの対応がなされていたが、担当医の変更により配慮が欠けてしまい、さらに医師からの差別的な発言があったことは、言われた本人だけでなく保護者の受けたショックも大きかったと思われる。

医療従事者側は、傷つけるつもりはなかったとしても、障害のある人やその家族にとっては何気ない一言や態度が辛く悲しい体験となることを理解していく必要がある。広域専門指導員は、相談者の思いを受け止め、丁寧に相談にあたりながら、医療機関に障害のある人への配慮について啓発活動を続けている。

この事例では、相談者の意向で相手側との調整活動や周知活動は行わず情報提供のみの対応となったが、相談者の求めに応じ適切に情報を提供することで、障害のある人が安心して医療が受けられるよう支援していくことも必要である。

※ 千葉県歯科医師会が「障害者の歯科受診バリアフリー化事業」として、障害のある人が円滑に歯科医療を受診することができるように作成したもの。平成 19 年度に実施した条例に係る施策提案型事業（障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を推進する）において実施。

### (3) 商品及びサービスの提供

**【事例3-1】** 精神障害のある人は自転車保険に加入できないと言われた。

**【相談者】** 精神障害のある人

**【相談の内容】**

自転車保険に加入しようと思い、お客様センターに電話を入れ、精神障害があることを伝えた。担当者からは、精神障害のある人は保険に加入できない、事故があった場合に保険金は出ないと言われた。

**【対応と結果】**

- 1 本人からの相談を受け、保険内容、保険約款を確認し、保険会社に問い合わせた。障害のある人が加入できない規定はなく、誰でも加入することはできるが、事故の内容等で補償できないこともある。保険約款には事故発生時、「心神喪失状態での事故は補償対象ではない」と記されており、その状態を判断するのは医師の診断によるとのことだった。
- 2 保険会社に確認した内容を本人に報告したところ、納得され終結となった。

**【事例3-2】** 視覚障害のある人が銀行手続きをする際、配慮してほしい。

**【相談者】** 視覚障害のある人

**【相談の内容】**

よく利用する地元銀行において、振込用紙に記入した金額の訂正をするのに行員に代筆をお願いしたが断られ、ATMで振り込むように案内された。視覚障害のある人が振込をする際、振込手数料は窓口でもATMでも同額だと思っていたが、行員からは窓口の方が高いため、ATMで手続きするよう勧められた。行員がATMでの手続きを手伝ってくれたが、暗証番号の入力に苦勞した。視覚障害のある人には配慮してほしい。

**【対応と結果】**

- 1 本人は今後もこの銀行を利用したいので大袈裟にしたくない思いがあったが、銀行の担当者が代わっても、いつも同じ対応をしてくれるようになってほしいと、条例での調整活動を希望された。
- 2 平成21年度「視覚障害のある人が銀行を利用する際の配慮に係る検討会」※において話し合われた成果を踏まえ、銀行を訪問し、本人からの相談内容を伝えるとともに、視覚障害のある方の銀行利用状況（①代筆について、②振込手数料について、③ATMの手続きの際、暗証番号を押してくれるサービス等はないか）について確認した。
- 3 手続の際に対応した行員は、本人が一人で銀行を訪れ、ある程度の手続きができたため全く見えていないと思わず、配慮が欠けてしまったようである。

銀行側からは、視覚障害のある人が手続きを行う際、①代筆が可能な書類については行員が代筆を行う、②窓口での振込手数料はATMと同額である、③視覚障害があっても、行員が暗証番号を押すことはできないため、今後は



窓口で対応させてもらう（今回は窓口での手数料が高いとの勘違いがあり、ATMを案内してしまった）との回答を得た。銀行内において、全行員に①～③について周知してもらえらることになった。

4 本人に調整活動の結果を報告し、銀行の回答に納得されたため終結した。

※ 平成 21 年度の推進会議において、視覚障害のある人が銀行サービスを利用しやすくするためにはどのような配慮が必要かについて、障害のある人と銀行が直接話し合い、検討を重ねた。その結果、地元銀行が共同歩調をとって視覚障害のある人の要望を踏まえた措置をとることになり、行員が代筆できる書類の範囲や代筆を行う際の手続きを整理し、また、視覚障害のある人が窓口で振り込みを行う際の手数料を ATM 利用の場合と同額にすることで窓口を利用しやすくするなどの成果を得た。

**【事例 3-3】** 映画のチケットを購入する際、ディスプレイに「障害者割引」と表示され、他の客に自分に障害があると知られてしまう。

**【相談者】** 精神障害のある人

**【相談の内容】**

映画のチケット購入の際、障害者手帳を提示して割引を受けるときに、客側に向けたディスプレイに「障害者割引」と表示された。後ろに並んでいる人に見えてしまい、自分に障害があると知られてしまう。どうかならないか。その映画館にはもう行きたくないと思ってしまった。

**【対応と結果】**

1 現地に出向き状況を確認した。店舗支配人に相談内容を伝え、障害のある人は映画を観ることを唯一の娯楽にされている方も多いため、配慮した表示にできないかお願いし、条例と障害者差別解消法について説明した。

2 支配人からは、相談者の意見に共感できるが、一店舗だけの問題ではないため本社にこの件を報告し、対応することになるとの回答を得た。

本社においても既にこの表示に関して館内スタッフから指摘があったという。今回、さらに外部からの指摘を受けたことで迅速に対応してもらうことができ、障害のある人とない人を区別しない表示に変更された。

3 調整活動の結果を本人に報告した。本人からは「また映画館に行けると思うと嬉しい。」という言葉が聞かれ、終結した。

商品及びサービスの提供の分野においては、事例 3-1 のように障害を理由にサービスを受けられないといった相談や、事例 3-2、事例 3-3 のように、障害のある人への配慮が不十分であった相談が多かった。

事例 3-1 のように、相談者が相手方の説明を十分理解していなかったり、相手方の説明不足により誤解が生じることで差別と感じ、相談に至る場合がある。こうした相談では、相手方からの事情を聞いたうえで、誤解や認識のずれが生じている場合は、相談者が理解し納得できるよう一つ一つ丁寧に関わる必要が

ある。

また、広域専門指導員は、接客サービスに携わる方々が、障害のある人の気持ちになってサービスの提供ができるように、障害への理解を促すとともに、可能な限りの配慮を求めてきている。

こうした個別の調整活動で問題解決が図られても、担当者や店舗が変わるとまた同様の問題が生じる可能性がある。個別の取り組みだけでは根本的な解決に至らない制度や慣行上の課題に対しては、推進会議での検討がされてきた。しかし、事例 3-2 のように、検討により一定の成果が得られても、それが店舗等において従業員に十分周知されていない状況もあり、このような相談を機に事業所内で再度周知が徹底され、担当者が変わっても同様のサービスが提供されるよう働きかけていく必要がある。

#### (4) 労働者の雇用

**【事例 4】** アルバイト募集に応募したが、足が不自由であることを理由に断られ、さらに配慮のない言葉で傷ついた。

**【相談者】** 身体障害のある人

##### **【相談の内容】**

古本屋でアルバイト募集が出ていたため応募したが、先方から、「障害のある方が応募してくると思わなかった。立ち仕事はできるのか？足が不自由な人が来ると他のスタッフが気を使う。」と断られてしまった。足のことはコンプレックスであり、配慮のない言葉に傷ついた。今後もその店を利用したいが、このままだとお店に行きづらい。

##### **【対応と結果】**

- 1 店長に、相談内容と条例における調整活動について説明した。
- 2 本人はお店を何回か利用しており、店長とも面識があった。店長は、「足が不自由な方と一緒に働くことで他のスタッフが気を使い、スタッフの負担が増すことが心配だった。本人が長時間立ち仕事をするのができるのかわからなかったため、そのような発言をしてしまった。自分の言葉で相談者を傷つけ、配慮が足りなかった。」と反省していた。障害のある方が応募してくるとは想定していなかったが、今後はよく考えて募集を出したいとのことだった。
- 3 広域専門指導員より、本人は店長と顔見知りであったことから採用してもらえると期待していたのかもしれない。自身の足に対しての障害の受け入れがまだされていないところで、「他のスタッフが気を使う」と言う言葉は自分を否定されたような気持ちになってしまうこともあることを伝えた。また、アルバイト募集の出し方は工夫していただきたいこと、本人が客としてお店を利用した際は今までと変わらず迎え入れてほしいことを伝えた。

4 本人に調整活動の結果を報告した。店長は言葉が足りなかったことを反省していたことがわかり、「あのまま終わっていたら気持ちはスッキリしなかった。またお店を利用したい。」との言葉が聞かれ、終結した。

労働者の雇用の相談は、商品・サービスの提供とともに相談の多い分野である。事例 4 のように障害を理由に採用してもらえないといった相談のほか、障害への配慮がない、自分の能力に見合った仕事に就かせてもらえない、業務量や賃金の問題、解雇、復職等に関する相談が寄せられている。

労働は単に生活の糧を得るための手段ではなく、自らの能力の発達と自己実現を図るものである。障害のある人が自立した生活を営むことができるように、広域専門指導員は雇用に関する相談を受けた場合、専門機関によるサポートが早い段階で受けられるよう就労支援機関や労働局等につなぐことが必要である。

## (5) 教育

**【事例 5】** 本人が車内で大声を出すことからスクールバス乗車を断られた。

**【相談者】** 知的障害のある児童の保護者

**【相談の内容】**

スクールバスを利用しているが、車内で大声を出すことから、今後は保護者が送迎するよう学校に言われ、納得できるような説明はなかった。福祉サービス等を利用しながら登校を続け、保護者は勤務を調整しながら、できる限り送迎を続けたが体調を崩してしまった。

スクールバスが利用できないのは納得できず、学校の対応は乗車拒否にあたるのではないか。

**【対応と結果】**

- 1 特別支援学校を訪問し、相談内容を伝え、学校側から状況を聞き取った。車内で本人が大声を出すことで他の児童の安定が図れないことから、保護者に送迎を依頼したが、学校側は決して乗車を拒否しているのではなかった。学校側の体制がとれたら本人のバス乗車を再開するつもりだったが、保護者からは送迎を続けると言われてしまった。学校側と保護者の言い分に食い違う部分があり、学校側は保護者との打ち合わせを十分するべきだったと振り返った。
- 2 広域専門指導員は、保護者が体調を崩し、学校との話し合いの必要性は理解しているが、なかなか学校に出向けないことを伝え、学校側に理解を求めた。保護者に対しても学校側との打ち合わせが必要であることを伝え、希望すれば広域専門指導員が同席し支援することとし、学校側と保護者の調整役となった。
- 3 バス乗車ができない間の移動支援のサービスが受けられるように、相談

支援事業所に保護者をつなぎ、学校も含めてサービス利用について調整を図り、市とも連携して登校が続けられるよう体制を整えた。

- 4 学校において、本人や他の児童が安全に乗車できるよう検討が重ねられ、本人支援に向け真剣に取り組んでいる様子が伺えた。その後、バスに乗車ができる体制が整い、本人はスクールバス乗車を再開することができ、保護者も納得の上、終結となった。

教育の分野においては、障害のある児童・生徒に対し配慮のない対応をされた、特別支援学級に移るように言われたといった相談が寄せられることが多い。障害のある子どもの教育に関する相談を受けた場合は、特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等との連携を図ることが必要であり、障害の理解をより一層深められるような取り組みが望まれる。

事例5では、相談者と学校側の言い分が食い違う部分があり、広域専門指導員が間に入ることで、学校と保護者それぞれの事情や思いを確認し、誤解やずれが生じないように双方の意思疎通を図ることが必要であった。

実際に調整活動を行ってみると、学校においてどのような対応が必要か検討を重ねているが、それらの検討や調整等について保護者にきちんと伝わっていないことが差別の相談につながっているように思われた。保護者と学校が別々に悩むのではなく、一緒に考え、取り組めるような関係を構築することも重要である。寄せられた相談の中には、既に保護者と学校との話し合いが予定されており、その結果によっては再度、広域専門指導員に調整をお願いしたいという相談もあった。そのような場合は、相談者の思いを傾聴し、学校に伝えたいことや保護者の考え等を整理して話し合いに臨めるようアドバイスをするとともに、保護者の意向を尊重し見守るようにしている。

## (6) 建物等及び公共交通機関

**【事例6】** バスに乗車する際、乗務員が車椅子介助をしてくれず、乗車後も車椅子の固定を行わずに発車するため危ない。改善をお願いしたい。

**【相談者】** 身体障害のある人

### **【相談の内容】**

バスに乗車する際、乗務員に車椅子の介助をお願いしたが手伝ってくれなかった。また、車椅子を固定しないまま発車するため、曲がる時や停まる時に怖い思いをした。改善してもらえないか。

### **【対応と結果】**

- 1 バス会社営業所を訪問し、相談内容を伝えた。

営業所からは、

- ・車椅子乗降介助は乗務員の業務である。車椅子の方への対応方法について研修を実施しているが、個々の乗務員まで指導が行き渡っていない点

は反省する。今回、迷惑をおかけしたことは申し訳ない。乗車後の車椅子固定も含め、全乗務員に周知徹底する。

・障害のある方の中には乗務員の対応を断る方もいて対応に苦慮している。との話があった。

2 広域専門指導員から、条例と障害者差別解消法について情報提供し、障害のある方だけでなく、高齢者や子供も乗りやすいバス会社の運営をお願いした。

3 バス営業所を訪問した結果を相談者に伝えたところ、「全乗務員に対応の周知がされれば安心して利用することができる。車椅子での乗車は手間と時間がかかることは承知しているが、困っていることを相談できたことで気持ちが楽になった。」と話され、今回の調整活動は終結した。

建物等及び公共交通機関分野の相談は、バスへの乗車に関する相談が依然として多い。バリアフリー新法等により公共交通機関のバリアフリー化が促進されているものの、いまだ障害のある人にとって外出のしづらさ、利用のしづらさがある。

バス会社として障害のある方への配慮の理念はあっても、個々の運転手まで周知が行き届いていないことがあり、運転手に対する社内での教育・指導の徹底を引き続き進めてもらうよう働きかけていく必要がある。

## (7) 不動産の取引

**【事例7】** 自立生活のため、単身での入居を申し込んだが断られた。

**【相談者】** 精神障害のある人を支援している市役所職員

### **【相談の内容】**

精神障害のある方が単身での自立生活を目指し、賃貸住宅への入居を申し込んだが、規約上の問題で断られた。本人は別の不動産店の物件に入居できたが、今回のケースのように精神障害のある方の入居が断られるケースを多く見聞きする。

### **【対応と結果】**

1 賃貸住宅の管理会社に話を伺い、入居の申し込み規約を確認した。規約では、入居者の毎月の収入額について基準が設けられており、基準に満たない場合、障害のある人は一定の要件を満たせば所得の特例を受けることができるようになっていた。

2 今回、障害があるから断られたのではなく、本人の収入が基準に満たないため申し込み資格に該当しないと判断された。また、本人の障害の程度は所得の特例が受けられる要件に該当していないことがわかった。

しかし、規約上の障害のある人の規定は主に身体障害のある人を想定して作られており、規約には差別と誤解される記載が一部あることを管理会社の

担当者に伝えた。担当者はすぐに規約を見直すことはできないが検討することだった。

3 調整活動の結果を相談者に報告し、了解を得られたので終結とした。

不動産の取引の分野においては、障害のあることを理由に入居を断られたり、立ち退きを迫られるといった相談が寄せられている。住まいの確保は障害のある方に限らず生活の基盤となる重要な問題である。

事例 7 では障害を理由として入居を断られたのではなかったが、規約の一部に差別と誤解される記載があったため見直しをお願いした。

障害への誤解や偏見を取り除き、障害のある人が障害のない人と同等に地域で生活することができるよう、不動産業者に理解を求めるとともに、障害のある人を支援する関係機関とも連携していく必要がある。

## (8) 情報の提供等

**【事例 8】** 研修会に参加するため主催者側に手話通訳の手配を依頼したが断られた。

**【相談者】** 聴覚障害のある人

### **【相談の内容】**

県の出先機関が主催する研修会に参加申し込みをした際、手話通訳の手配をお願いしたが、予算の関係でできないと断られた。これは聴覚障害のある人に対する合理的配慮の欠如にあたるのではないか。

### **【対応と結果】**

- 1 主催者側から事情を聴取したところ、今年度は予算確保が困難な状況であり、次年度からは予算を確保し対応したいとのことだった。しかし、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」に基づき、聴覚障害のある人に対する合理的配慮として手話通訳の配置は必要であることから、県の担当課と協議し、手話通訳派遣の手続きをとることになった。
- 2 研修会当日、手話通訳の派遣を受けて研修を受講することができたため終結した。

情報の提供等の分野においては、毎年相談件数は少なく、視覚・聴覚障害のある人からの相談が中心である。事例 8 では、行政が主催する研修会において障害のある人への配慮がないことで寄せられた相談であった。

県では、平成 21 年度の推進会議での議論をもとに、障害のある人にきちんと情報を伝えるため、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を作成したが、県の内部において十分な対応がとられていない状況もある。

平成 28 年 4 月から障害者差別解消法が施行され、行政機関においては「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されることから、障害の

ある人へ必要な情報が保障されるよう、引き続き、情報保障ガイドラインに沿った対応を県の各機関はもちろんのこと、県内市町村にも呼びかけていく必要がある。

## (9) その他

**【事例9】** 近所の人に障害があることを理解してもらえない。

**【相談者】** 視覚・身体障害のある人

### **【相談の内容】**

数年に一度、自治会の役員が回ってくる。障害があるため役員は出来ないと話しているが、近所の数人が家に押しかけてきて、「元気そうじゃないか。役員をやってほしい。」と言ってきた。視覚に障害があるだけでなく、下肢も不自由な状態でやっとの思いで生活しているのに理解してもらえない。自分にできることは協力したいが役員は難しい。どうにかできないか。

### **【対応と結果】**

- 1 本人は自宅に押し掛けてきた数人に対し、何とかして欲しいとの希望が大きかったが、条例における調整活動は、広域専門指導員が中立的立場で双方から話を聞き、出来る限りお互いが納得いくような解決策を見出していくことであると説明し、相談者の理解を得た。
- 2 自治会の会則を本人とともに確認すると、役員が免除になる要件の記載があいまいであった。そのため、役員免除の詳細を自治会長に確認し、役員が出来ない理由や協力できる部分を伝えて配慮してもらえないか相談することを勧めた。本人は上手く伝えられるか不安だが、自治会長に相談してみるとの意向を示した。
- 3 その後、本人は自治会の会合に出席し、障害についての理解と、自宅に数人で押し掛けてきたことの理不尽さを訴えた。自宅に押し掛けてきた人たちからは謝罪の言葉があり、自治会の役員としては本人ができる範囲での役割を任されることになった。
- 4 本人からは、「自分の思いをみんなに伝えられたので、気持ちが落ち着いた。」との言葉が聞かれ、終結となった。

条例で規定している差別の8つの分野に該当しない相談についても、障害を理由につらい思いをされた場合は、「その他」の分野として相談にあたってきた。「その他」の相談では、精神障害のある人からの相談が多く、近所の人や家族から差別的なことを言われた、嫌がらせを受けたといった相談や、事例9のような自治会に関する相談が寄せられており、障害に対する理解がないことで起こるトラブルも少なくない。

条例では個人間の問題に介入することはできないが、地域の中で障害のある人がない人と共に暮らしていくためには、地域で活動している民生委員や自治会役員等に対し、障害への理解を求めるような働きかけも必要である。

## 2 相談活動のまとめ

### (1) 相談活動の基本姿勢

相談窓口には様々な相談が寄せられており、障害に対する無理解や配慮のなさから生じる不満や理不尽さなど、複雑な思いを抱えて相談に至ることが多く、感情が高ぶり興奮状態で思いを吐き出す相談者も少なくない。

広域専門指導員等は相談者の気持ちに寄り添いながら、安心して相談できる関係を築いていくことを心掛けている。相談者のなかには「話を聞いてもらうだけでいい。」と希望する方もいて、誰にも相談できなかったその思いを受け止めてくれる窓口があることは障害のある人にとって安心感につながっている。

相談にあたっては、思いを傾聴するだけでなく、相談の内容を整理しながら、何に差別を感じているか、どのような不便や不自由が生じているのか、そしてどのような解決を望むのか、相談者の意向や問題解決の能力等を適確に把握して解決方法を検討している。

また、障害のある人への差別は障害への理解不足や誤解、偏見などから生じていることを踏まえ、個別の事案解決にあたりながら、障害のある人の生きづらさをなくすために、社会に対しても障害に対する理解や配慮を促す働きかけを行っていくことが重要である。

### (2) 当事者間の意思疎通を図る役割

広域専門指導員等が調整活動をしている中で、差別をしたとされる相手方は差別をしたつもりはないのに、結果的に差別と受け取られてしまったことが多く、双方の意思疎通がうまく図れなかったことにより生じる誤解が当事者間の関係性を歪ませていることがある。

広域専門指導員等が第三者として間に入り、双方の事情を理解して改善策を提案し、意思疎通を図りながら関係性を修復することで問題解決が進むこともある。1つの問題解決を通じて、当事者間の関係が上手く機能し、今後も同じような問題が起きないようにすることも広域専門指導員等の重要な役割である。



### (3) 関係機関との連携

条例で規定している差別の 8 つの分野に該当しない「その他」の相談が最も多いが、「その他」の相談では、病気や障害への理解不足から生じる誤解や偏見等による家族・近所とのトラブルや確執、また虐待、経済的困窮など、様々な問題が複雑に絡み合っていることが多い。

これらの問題は解決するまで時間がかかることが多く、広域専門指導員等だけでは解決しない場合もあり、行政や地域の関係機関の協力や支援は必要不可欠である。

また、相談窓口には差別に当たらない生活上の悩み等に関する相談も多く寄せられており、相談の内容によって適切な関係機関への引き継ぎや連携を図りながら、障害のある人の生活の改善や安定を図れるよう支援している。

## IV その他の活動状況

### 1 広域専門指導員等連絡調整会議の開催

広域専門指導員は、さまざまな障害特性を有する人から、福祉関係にとどまらず、雇用や教育、医療など多岐に亘る相談を受けており、常に関連分野の新しい情報の把握と相談支援のための知識・技術を深める等の必要がある。このことから、事務担当者も含めて、相談に関わる職員を対象として、広域専門指導員等連絡調整会議を開催した(原則毎月第3火曜日午前10時から午後4時)。開催状況は表1のとおり。

表1 広域専門指導員等連絡調整会議開催状況

日程 会場	内容	出席者
4月15日(火) きぼーる13階 ビジネス支援センター第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告 「袖ヶ浦福祉センター養育園における虐待事件について」</li> <li>「広域専門指導員の業務と健康福祉センター内の連携体制について」</li> <li>・広域専門指導員自己紹介、意見交換</li> <li>・障害福祉課から事務連絡</li> </ul>	広域 専門指導員 16人 事務担当職員 13人
5月20日(火) (午前) 南庁舎別館2階第7会議室 (午後) 本庁舎5階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉課から事務連絡</li> <li>・事例検討 (平成25年度継続事案、平成26年度新規事案)</li> <li>・講演「障害者差別解消法の施行に向けて」 講師 毎日新聞社 論説委員 野澤 和弘 氏</li> </ul>	広域 専門指導員 16人 事務担当職員 12人 市町村職員 14人
6月17日(火) 地域開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ研修</li> <li>・施設見学</li> </ul>	広域 専門指導員 15人 事務担当職員等 9人
7月15日(火) (午前) 南庁舎別館2階第7会議室 (午後) きぼーる13階 ビジネス支援センター第3会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害者差別解消法」の取組状況について</li> <li>・協議事項 (1) 広域専門指導員欠員時の相談体制について (2) 連絡調整会議について</li> <li>・講演「障害者平等研修」 講師 国際協力機構国際協力人材部 国際協力専門員 久野 研二 氏</li> </ul>	広域 専門指導員 15人 事務担当職員等 9人 市町村職員 4人

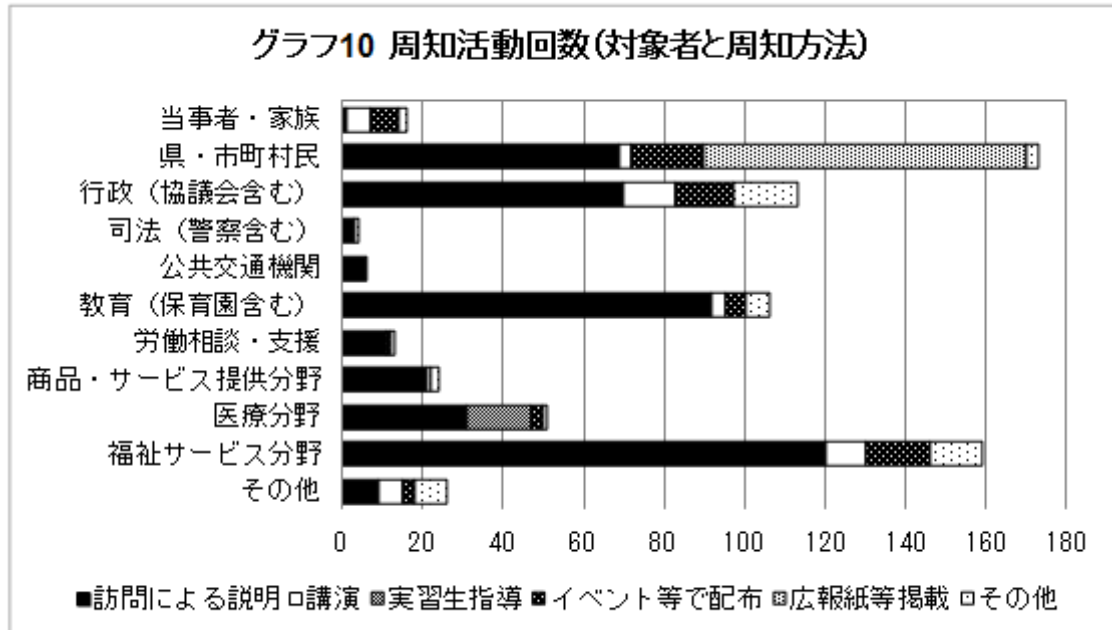
日 程 会 場	内 容	出席者
9月16日(火) 南庁舎9階第3会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例検討(グループ検討)</li> <li>・講演「千葉県の特別支援教育の現状」 講師 教育庁教育振興部特別支援教育課 指導主事 根本 敦 氏</li> </ul>	広域 専門指導員 16人 事務担当職員等 4人
10月21日(火) 南庁舎9階第3会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉課から事務連絡</li> <li>・講演「大人の発達障害」 講師 千葉県発達障害者支援センター(CAS) 副センター長 田熊 立 氏</li> <li>・協議事項</li> <li>・事例検討(全体検討)</li> </ul>	広域 専門指導員 16人 事務担当職員 4人
11月18日(火) 南庁舎9階第3会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例検討(グループ検討)</li> <li>・講演「障害者の就労支援」 講師 特定非営利活動法人ワークス未来千葉 千葉障害者就業支援キャリアセンター センター長 藤尾 健二 氏</li> <li>・「平成25年度広域専門指導員等活動報告書」概要</li> <li>・第五次千葉県障害者計画の検討状況について</li> </ul>	広域 専門指導員 14人 事務担当職員等 4人
12月16日(火) 南庁舎9階第3会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉課から事務連絡</li> <li>・グループ協議 ①地域相談員との連携 ②報告事項等再確認</li> <li>・グループホーム支援ワーカーとの合同研修</li> </ul>	広域 専門指導員 15人
1月20日(火) 千葉県教育会館 304会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ会議</li> <li>・講演「精神障害を持つ方からの相談対応について」 講師 千葉県精神保健福祉センター 相談指導課 課長 飛田野 剛 氏</li> <li>・講演「障害者相談センターの役割」 (千葉県中央障害者相談センター) ①「知的障害について」 講師 上席知的障害者福祉司 御簾納 和正 氏 心理判定員 武内 俊介 氏</li> <li>②「身体障害者について」 講師 上席身体障害者福祉司 江澤 かおり 氏</li> </ul>	広域 専門指導員 15人 事務担当職員 4人
2月17日(火) 地域開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ研修</li> <li>・施設見学</li> </ul>	広域 専門指導員 12人 事務担当職員 1人
3月17日(火) 千葉県教育会館 304会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉課から事務連絡</li> <li>・グループ会議</li> <li>・個別活動報告</li> </ul>	広域 専門指導員 14人 事務担当職員 3人

\*出席者数に県障害福祉課職員は含まない。

## 2 共に暮らしやすい千葉県づくりのための周知活動

広域専門指導員は、差別をなくすための取組みとして、条例の普及啓発のための周知活動を行っている。

県障害福祉課で作成したリーフレット等を広報媒体として、訪問等を中心に26年度は691回の活動を実施した。対象者と周知方法は、グラフ10のとおり。



この活動は、条例を周知するだけでなく、広域専門指導員の名前と顔を知ってもらい、気軽に相談を持ちかけてもらえるような関係を作ることを目指した活動としても位置付けている。

障害者施設等に出向き、障害のある人やその家族、職員に対して条例の周知を図ったり、医療機関や公共交通機関の職員、スーパーマーケットや郵便局など障害のある人が地域生活の場で接することが多い人たちに対して機会をとらえて条例の説明や周知を行っている。

また、障害のある人や関係者に限らず、県民全体に対して周知を図るため、広報紙への掲載や公民館等に出向くなど、障害への理解を促す活動を続けている。

さらに、条例の周知とあわせて、平成28年4月から施行される障害者差別解消法についても広く周知を図っている。

## V 今後の課題

### 1 相談活動の強化

条例の相談活動は、広域専門指導員等が中立の立場で障害のある人と差別をしたとされる相手方との間に入り、話し合いのプロセスを通して障害に対する誤解や偏見を解消しながら、差別のない地域社会づくりを推進する活動である。そのため、地域の身近な相談役として、各障害保健福祉圏域に配置された 16 名の広域専門指導員と約 600 名の地域相談員が、障害のある人からの相談を受け、問題の解決に当たっている。

これまで差別に関する相談は直接、広域専門指導員に寄せられることが多く、地域相談員に寄せられる相談は 1 割に満たない状況である。地域相談員が身近過ぎて相談しづらかったり、また、障害のある人が地域相談員の存在を知らなかったりするなど、さまざまな理由が考えられる。

一方、問題解決に向けた調整活動においては、広域専門指導員が地域相談員と連携を図りながら対応することが増えており、地域相談員の専門性を活かした活動が展開されている。

今後、より障害があることでつらい思いをしている人の声を吸い上げるために、条例の趣旨や相談窓口の周知に努めるとともに、地域相談員の能力が十分発揮できる活動のあり方について検討し、相談活動の強化につながる取り組みを行っていく必要がある。

### 2 障害に対する理解の促進

条例における相談活動では、差別をしたとされる相手方に対して単に差別を指摘するのではなく、障害への理解を促し、話し合いを通じて共通理解を図り、双方が納得して解決が図られるよう活動している。

しかし、障害のある人への理解を広げるためには、個別事案を解決していくだけでは不十分であり、より多くの人に対し、日頃から正しい知識を伝え、偏見をなくし、差別を防止するための取り組みが必要である。

広域専門指導員は機会を捉えては障害のある人が日常生活の中で利用することが多い事業所等（公共交通機関、スーパーマーケット、医療機関等）に対し障害への理解を促す働きかけを行っており、また、小さい頃から障害を知ることによって差別が少しでもなくなるよう学校に対する啓発活動も続けている。こうした活動が障害への理解を少しずつ広げ、地域の中で差別の認識を浸透させ、障害のある人もない人もお互いを理解し共に暮らしていく社会づくりに繋がっていくものと考えている。

### 3 地域の関係機関との連携

差別に関する問題は、障害のある人の生活に密接に絡み合っていることが多く、障害当事者だけでなく家族全体が生活上の問題を抱えている場合もある。条例における相談活動では単に当事者間の調整にとどまらず、その後の生活を見据え、困っていることや生活する上での問題等を整理し、必要な福祉サービスが受けられるよう、適切な支援機関へ繋ぐことが必要である。

そのためには、日頃から行政や地域の様々な関係機関と顔の見える関係を築き、問題解決のための連携を図っていくことが必要である。今後も関係機関との連携を強化し、障害のある人がその人らしく暮らせるよう支援していく。

### 4 障害者差別解消法の施行に向けて

平成 25 年 6 月に制定された障害者差別解消法が平成 28 年 4 月から施行される。法律では紛争解決・相談体制について、新たな組織の設置を規定しておらず、既存の組織の活用を図ることとしている。本県には条例をもとに構築した相談体制や問題解決の仕組みがあり、これまで蓄積した相談活動のノウハウを効果的に活用し、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくす取り組みをより一層充実していくことが求められる。

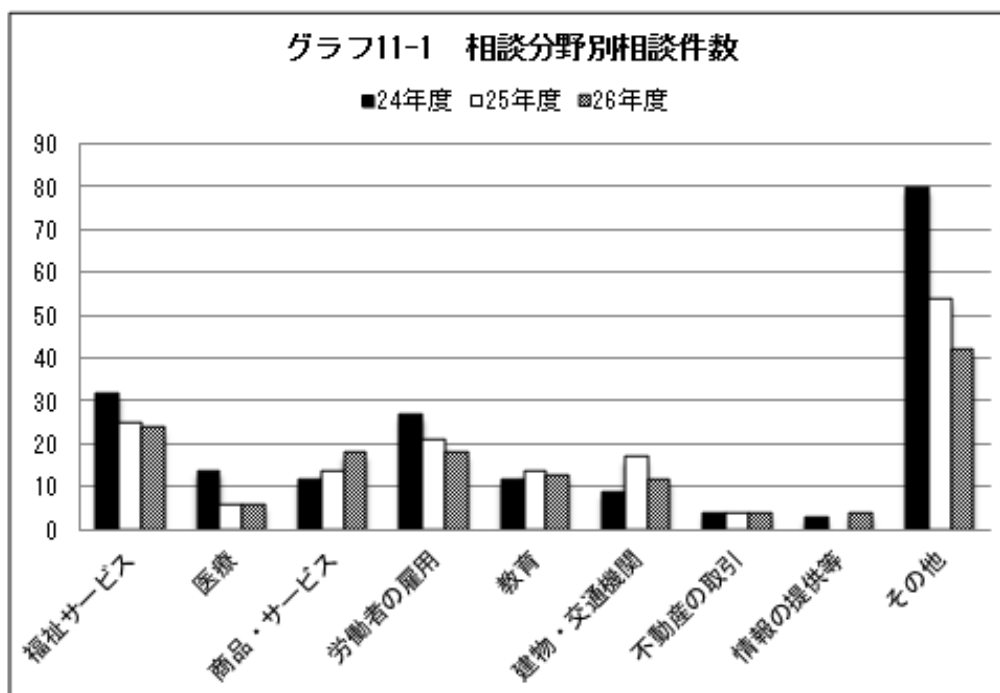
広域専門指導員等は、今後も障害のある人の気持ちに寄り添いながら、差別のない地域社会づくりにつながる活動をしていくにあたり、法制度の知識を備え、相談援助技術の向上に努めなければならない。

## VI 年度別相談受付状況

### 1 相談分野別取扱件数

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
福祉サービス	67	67	43	41	42	32	25	24	341
医療	29	14	9	24	21	14	6	6	123
商品・サービス	24	24	26	24	24	12	14	18	166
労働者の雇用	43	34	38	27	24	27	21	18	232
教育	13	20	15	16	9	12	14	13	112
建物・交通機関	37	39	24	22	11	9	17	12	171
不動産の取引	8	8	7	11	1	4	4	4	47
情報の提供等	14	7	3	9	4	3	0	4	44
その他	60	50	68	57	60	80	54	42	471
合計	295	263	233	231	196	193	155	141	1707

(注) 19年度については、7月からの実績となります。

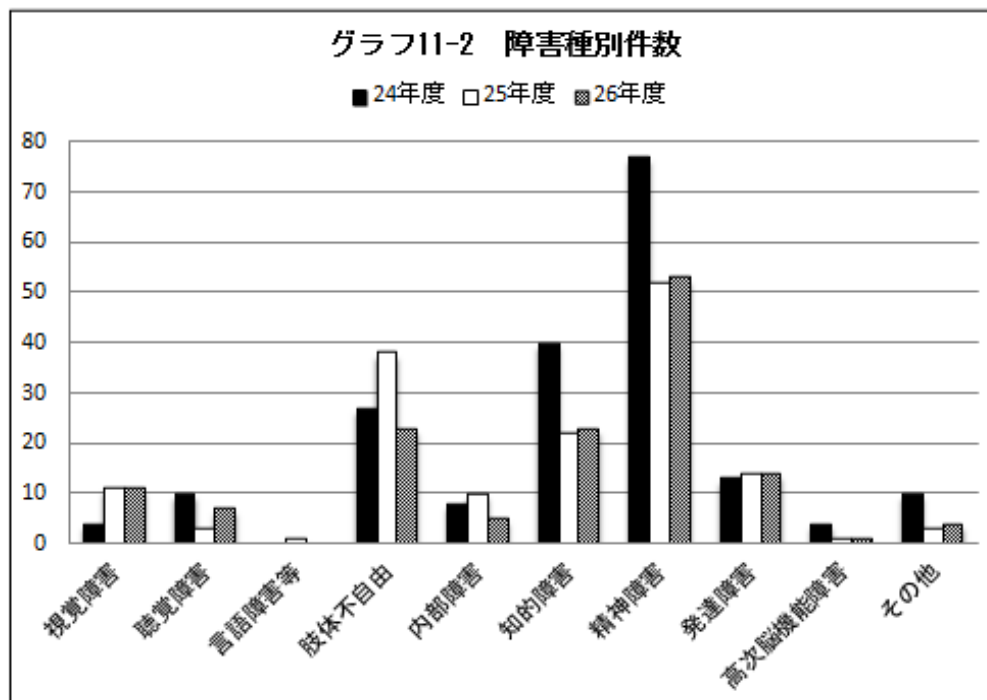


(注) グラフについては平成24年度から26年度について作成しました。

## 2 障害種別取扱件数

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
視覚障害	36	31	16	15	12	4	11	11	136
聴覚障害	10	20	7	14	4	10	3	7	75
言語障害等	6	3	1	0	2	0	1	0	13
肢体不自由	68	62	60	44	35	27	38	23	357
内部障害	10	5	4	6	11	8	10	5	59
知的障害	40	47	36	41	22	40	22	23	271
精神障害	88	66	76	90	82	77	52	53	584
発達障害	20	16	18	11	17	13	14	14	123
高次脳機能障害	1	2	6	2	1	4	1	1	18
その他	16	11	9	8	10	10	3	4	71
合計	295	263	233	231	196	193	155	141	1707

(注) 19年度については、7月からの実績となります。



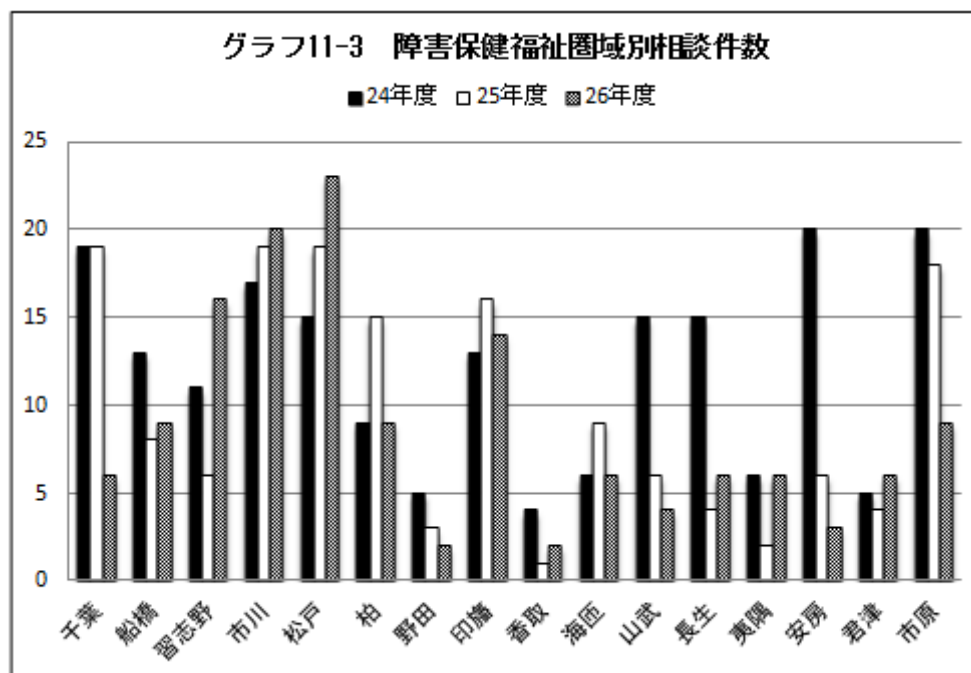
(注) グラフについては平成 24 年度から 26 年度について作成しました。



### 3 障害保健福祉圏域別取扱件数

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
千葉	64	37	17	26	14	19	19	6	202
船橋	44	19	28	19	20	13	8	9	160
習志野	19	23	19	13	16	11	6	16	123
市川	15	24	17	22	17	17	19	20	151
松戸	15	19	14	16	15	15	19	23	136
柏	16	8	21	20	9	9	15	9	107
野田	21	21	13	8	5	5	3	2	78
印旛	18	13	9	19	16	13	16	14	118
香取	10	5	12	7	5	4	1	2	46
海匝	7	7	5	3	3	6	9	6	46
山武	5	8	3	10	9	15	6	4	60
長生	9	11	14	15	17	15	4	6	91
夷隅	12	14	19	9	6	6	2	6	74
安房	7	28	19	16	17	20	6	3	116
君津	14	12	11	8	8	5	4	6	68
市原	18	12	8	12	17	20	18	9	114
県外・不明	1	2	4	8	2	0	0	0	17
合計	295	263	233	231	196	193	155	141	1707

(注)19年度については、7月からの実績となります。



(注)グラフについては平成24年度から26年度について作成しました。

# 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

平成十八年十月二十日条例第五十二号

改正 平成十九年十二月二十一日条例第七十八号

改正 平成二十四年三月二十三日条例第二十二号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条―第七条）

### 第二章 差別の事案の解決

#### 第一節 差別の禁止（第八条―第十一条）

#### 第二節 地域相談員等（第十二条―第十九条）

#### 第三節 解決のための手続（第二十条―第二十八条）

### 第三章 推進会議（第二十九条・第三十条）

### 第四章 理解を広げるための施策（第三十一条・第三十二条）

### 第五章 雑則（第三十三条―第三十六条）

### 附則

障害のある人もない人も、誰もが、お互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らすことのできる社会こそ、私たちが目指すべき地域社会である。

このような地域社会を実現するため、今、私たちに求められているのは、障害のある人に対する福祉サービスの充実とともに、障害のある人への誤解や偏見をなくしていくための取組である。

この取組は、障害のある人に対する理解を広げる県民運動の契機となり、差別を身近な問題として考える出発点となるものである。そして、障害のあるなしにかかわらず、誰もが幼いころから共に地域社会で生きるという意識を育むのである。

すべての県民のために、差別のない地域社会の実現と、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない人生を尊重し合う千葉県づくりを目指して、ここに障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組について、基本理念を定め、県、市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進し、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を図り、もって現在及び将来の県民の福祉の増進に資することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害及び同条第二号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。

- 2 この条例において「差別」とは、次の各号に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置（以下「合理的な配慮に基づく措置」という。）を行わないことをいう。
- 一 福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
- イ 障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。
- ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
- 二 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
- イ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
- ロ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。
- 三 商品又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
- 四 労働者を雇用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
- イ 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
- ロ 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること。
- ハ 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること。
- 五 教育を行い、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
- イ 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。
- ロ 本人若しくはその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かないで、又は

必要な説明を行わないで、入学する学校（同法第一条に規定する学校をいう。）を決定すること。

六 障害のある人が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

七 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

八 情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

### 3 削除

（基本理念）

第三条 すべて障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしく、地域で暮らす権利を有する。

2 障害のある人に対する差別をなくす取組は、差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行われなければならない。

3 障害のある人に対する差別をなくす取組は、様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解し、相協力することにより、すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会をつくるべきことを旨として、行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定し、及び実施するものとする。

（県と市町村との連携）

第五条 県は、市町村がその地域の特性に応じた、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する場合にあっては、市町村と連携するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講

するよう努めなければならない。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、障害のあることによる生活上の困難を周囲の人に対して積極的に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町村が実施する、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第七条 知事は、県の財政運営上可能な範囲内において、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

## 第二章 差別の事案の解決

### 第一節 差別の禁止

(差別の禁止)

第八条 何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。ただし、不利益取扱いをしないこと又は合理的な配慮に基づく措置を行うことが、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合においては、この限りでない。

第九条及至第十一条 削除

### 第二節 地域相談員等

第十二条及び第十三条 削除

(相談業務の委託)

第十四条 知事は、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者その他第三十条第一項各号に掲げる分野に関し優れた識見を有する者のうち適当と認める者に委託して、差別に該当する事案(以下「対象事案」という。)に関する相談に係る業務を行わせることができる。

2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ千葉県行政組織条例(昭和三十二年千葉県条例第三十一号)に基づき設置された千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会(以下「調整委員会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、身体障害者福祉法(昭和三十四年法律第二百八十三号)第十二条の三第三項に規定する身体障害者相談員又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の二第三項に規定する知的障害者相談員である者に委託を行う場合は、この限りでない。

(業務遂行の原則)

第十五条 前条第一項に規定する業務を行う相談員(以下「地域相談員」という。)は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその業務を行わなければならない。

2 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務を終了した後も同様とする。

(広域専門指導員)

第十六条 知事は、次の各号に掲げる職務を適正かつ確実に行うことができると

認められる者を、千葉県行政組織条例第十七条第四項に規定する健康福祉センターの所管区域及び保健所を設置する市の区域ごとに、広域専門指導員として委嘱することができる。

- 一 地域相談員に対し、専門的な見地から業務遂行に必要な技術について指導及び助言を行うこと。
- 二 対象事案に関する相談事例の調査及び研究に関すること。
- 三 第二十二條第二項に規定する調査に関すること。

2 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ調整委員会の意見を聴かなければならない。

(指導及び助言)

第十七条 地域相談員は、対象事案に係る相談について、必要に応じ、広域専門指導員の指導及び助言を求めることができる。

2 広域専門指導員は、前項の求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

(協力)

第十八条 地域相談員以外の、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行うものは、知事、地域相談員及び広域専門指導員と連携し、この条例に基づく施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(職務遂行の原則)

第十九条 広域専門指導員は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその職務を行わなければならない。

2 広域専門指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 第三節 解決のための手続

(相談)

第二十条 障害のある人、その保護者又はその関係者は、対象事案があると思うときは、地域相談員に相談することができる。

2 地域相談員は、前項の相談を受けたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- 一 関係者への必要な説明及び助言並びに関係者間の調整
- 二 関係行政機関の紹介
- 三 法律上の支援（民事上の事件に限る。）の制度に関するあっせん
- 四 関係行政機関への前項の相談に係る事実の通告
- 五 虐待に該当すると思われる事実の通報
- 六 次条に規定する助言及びあっせんの申立ての支援

(助言及びあっせんの申立て)

第二十一条 障害のある人は、対象事案があると思うときは、知事に対し、調整委員会が当該対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

2 障害のある人の保護者又は関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りで

ない。

- 3 前各項の申立ては、その対象事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。
  - 一 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができる事案であって行政庁の行う処分取消し、撤廃又は変更を求めるものであること。
  - 二 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から三年を経過しているものであること（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。
  - 三 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。

（事実の調査）

第二十二條 知事は、前條第一項又は第二項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

- 2 知事は、前條第一項又は第二項の申立てについて必要があると認める場合には、広域専門指導員に必要な調査を行わせることができる。
- 3 関係行政機関の長は、第一項の規定により調査の協力を求められた場合において、当該調査に協力することが、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持（以下「公共の安全と秩序の維持」という。）に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該調査を拒否することができる。
- 4 関係行政機関の長は、第一項の規定による調査に対して、当該調査の対象事案に係る事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該調査を拒否することができる。

（助言及びあっせん）

第二十三條 知事は、第二十一條第一項又は第二項に規定する申立てがあったときは、調整委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について審理を求めるものとする。

- 2 調整委員会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、当該助言又はあっせんに係る障害のある人、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 関係行政機関の長は、前項に規定する出席による説明若しくは意見の陳述又は資料の提出（以下「説明等」という。）を求められた場合において、当該説明等に応じることが、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該説明等を拒否することができる。
- 4 関係行政機関の長は、説明等の求めに対して、当該対象事案について事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該説明等の求めを拒否することができる。

(勧告等)

第二十四条 調整委員会は、前条第一項に規定する助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、知事に対して当該差別を解消するよう勧告することを求めることができる。

2 知事は、前項の求めがあった場合において、差別をしたと認められる者に対して、当該差別を解消するよう勧告することができる。この場合において、知事は、前項の求めを尊重しなければならない。

3 知事は、正当な理由なく第二十二條第一項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告するものとする。

4 知事は、関係行政機関に対し第二項に規定する勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に対してその旨を通知しなければならない。この場合において、当該行政機関の長が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めて通知したときは、知事は、当該勧告をしないものとする。

(意見の聴取)

第二十五条 知事は、前条第二項又は第三項の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

(訴訟の援助)

第二十六条 知事は、障害のある人が、差別をしたと認められるものに対して提起する訴訟（民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百七十五条第一項の和解及び労働審判法（平成十六年法律第四十五号）による労働審判手続を含む。以下同じ。）が第二十三条第一項に規定する助言又はあっせんの審理を行った事案に係るものである場合であって、調整委員会が適当と認めるときは、当該訴訟を提起する者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助をすることができる。

(貸付金の返還等)

第二十七条 前条の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定める日までに、当該貸付金を返還しなければならない。ただし、知事は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、相当の期間、貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

(秘密の保持)

第二十八条 調整委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 第三章 推進黨議

(設置)

第二十九条 県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、障害



のある人及びその支援を行う者、次条第一項に規定する分野における事業者、障害のある人に関する施策又は人権擁護に関し専門的知識を有する者並びに県の職員からなる会議（以下「推進会議」という。）を組織するものとする。

2 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

（分野別会議）

第三十条 推進会議に、次の各号に掲げる分野ごとの会議（以下「分野別会議」という。）を置くものとする。

- 一 福祉サービス、医療及び情報の提供等の分野
- 二 商品及びサービスの提供の分野
- 三 労働者の雇用の分野
- 四 教育の分野
- 五 建物等及び公共交通機関並びに不動産の取引の分野

2 分野別会議は、次の各号に掲げる事項に関し協議を行うものとする。

- 一 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する差別の状況についての共通の認識の醸成に関する事。
- 二 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための、構成員によるそれぞれの立場に応じた提案に基づく具体的な取組に関する事。
- 三 前号に規定する取組の実施の状況に関する事。
- 四 調整委員会と連携して行う、前項各号に掲げるそれぞれの分野における差別の事例及び差別の解消のための仕組みの分析及び検証に関する事。

3 分野別会議の構成員は、基本理念にのっとり、相協力して障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組の推進に努めなければならない。

第四章 理解を広げるための施策

（表彰）

第三十一条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、基本理念にのっとり、県民の模範となる行為をしたと認められるものについて、表彰をすることができる。

2 知事は、前項の表彰をするに当たっては、調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 地域相談員及び広域専門指導員は、第一項の行為をしたと認められるものを知事に推薦することができる。

4 知事は、第一項の表彰をした場合は、その旨を公表するものとする。

（情報の提供等）

第三十二条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための民間の取組について、県民への情報の提供その他の必要な支援をすることができる。

第五章 雑則

（条例の運用上の配慮）

第三十三条 この条例の運用に当たっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第一項に規定する委員会及び委員の独立性並びに市

町村の自主性及び自立性は、十分配慮されなければならない。

(関係行政機関の措置)

第三十四条 関係行政機関は、この条例の趣旨にのっとり、公共の安全と秩序の維持に係る事務の執行に関し、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第三十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第三十六条 第十九条第二項又は第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、同年一月一日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行の状況、障害のある人の権利擁護に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について、障害及び差別の範囲、解決の手続等を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

3 千葉県行政組織条例の一部を次のように改正する。

別表第二中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）第十四条第二項、第十六条第二項及び第三十一条第二項の規定による意見を具申し、同条例第二十三条第一項の規定による助言及びあつせんを行い、同条例第二十四条第一項の規定による勧告について建議し、同条例第二十六条の規定による訴訟の援助について審議し、並びに障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策の策定及び実施に関する重要事項（同条例の解釈指針の策定を含む。）を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に建議すること。
-----------------------	--

別表第三中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	委員長 副委員長 長 委員	一 障害のある人 二 県議会議員 三 福祉、医療、雇用、教育、法律その他障害のある人に対する差別の解消について専門的な知識を有する者	二十人以内	二年
-----------------------	------------------------	--	-------	----

(準備行為)

- 4 第十四条第二項及び第十六条第二項の規定による意見の聴取並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成十九年十二月二十一日条例第七十八号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十三日条例第二十二号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条から第十四条まで及び第十五条第一項の改正規定は平成二十四年四月一日から、目次の改正規定、第二条第三項を削る改正規定並びに第二章第一節の節名及び第九条から第十一条までの改正規定は同年十月一日から施行する。

発行日 平成27年11月19日

発行元

千葉県健康福祉部障害福祉課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

TEL 043-223-2935

FAX 043-222-4133

E-mail syohuk@pref.chiba.lg.jp